

【道指定鳥獣保護区】

【空知総合振興局管内】

- 《1》① **清水の沢鳥獣保護区** 545ha〔特保43ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署2031林班から2039林班までの区域〔特保〕道指定清水の沢鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署2033林班い1、い2、ロの各小班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《2》① **シュエパロ鳥獣保護区** 315ha〔特保49ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署1001林班から1004林班までの区域〔特保〕道指定シュエパロ鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署1002林班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《3》① **第二シュエパロ鳥獣保護区** 547ha〔特保98ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署1270林班、1271林班、1301林班並びにシュエパロ湖のうち国有林空知森林管理署1271林班の西南端と対岸1391林班の東北端を直線で結んだ線以北、1004林班の東北端と対岸1268林班の西端を直線で結んだ線以南の区域〔特保〕道指定第二シュエパロ鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署1301林班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号〔特保 第803号〕）

- 《4》① **栗山桜丘鳥獣保護区** 79ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 夕張郡栗山町桜丘1丁目97番1及び2、109番1及び2並びに141番1、同町桜丘2丁目38番16から17及び23、39番3、150番地、152番、156番1及び3、159番1から11まで、160番1から3まで、161番、162番、164番1から7まで、165番1及び2、166番、167番1並びに168番から171番地まで、同町桜丘3丁目118番1、119番1、120番地、121番1、127番1、149番1、同町字湯地20番1及び2、21番1、22番28から31までの区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《5》① **利根別鳥獣保護区** 364ha〔特保35ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 岩見沢市に所在する国有林空知森林管理署41林班の区域〔特保〕道指定利根別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署41林班い4、ろ及びチの各小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《6》① **柏町鳥獣保護区** 405ha〔森林鳥獣生息地〕
② 三笠市柏町935番1番及び936番の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《7》① **東明鳥獣保護区** 39ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 美瑛市字美唄1726番3、2665番4、2666番1、2484番1、2、同市字美唄及茶志内1748番2、1749番、1751番24、同市字美唄パンノ沢2373番1、6、13から15、19、21の区域
③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9. 28 第631号）

- 《8》① **赤川鳥獣保護区** 411ha〔森林鳥獣生息地〕
② 樺戸郡月形町字赤川1548番1、2、4から6までに所在する月形町有林23林班から26林班（同林班21、22、36、37小班を除く。）までの区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《9》① **惣領真布鳥獣保護区** 430ha〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署4132林班から4135林班まで及び4139林班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《10》① **金剛沢鳥獣保護区** 646ha〔特保103ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署4016林班から4023林班までの区域〔特保〕道指定金剛沢鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署4020林班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《11》① **旭鳥獣保護区** 413ha〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署3165林班から3168林班まで、3171林班から3173林班までの区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号）

- 《12》① **芦別鳥獣保護区** 20ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 芦別市旭町641番地の1から6まで及び10の区域
③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日（H20. 9. 30 第623号）

- 《13》① **幌岡鳥獣保護区** 582ha〔森林鳥獣生息地〕
② 赤平市幌岡町507番1に所在する赤平市有林29林班から33林班までの区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《14》① **オシラリカ鳥獣保護区** 490ha〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡雨竜町に所在する町有林尾白利加団地2林班から7林班までの区域及び空知地区森林計画区尾白利加3林班11から13まで、15から18までの各小班、5林班11、12小班、6林班18小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号）

- 《15》① **雨竜沼鳥獣保護区** 624ha〔特保108ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡雨竜町に所在する道有林空知管理区258林班1、2、99小班の区域〔特保〕道指定雨竜沼鳥獣保護区のうち、道有林空知管理区258林班1小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号〔特保 第717号〕）

- 《16》① **恵岱別鳥獣保護区** 427ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡北竜町に所在する国有林空知森林管理署北空知支署446林班のうちいからる及びイからハの各小班、448林班並びに449林班の区域〔特保〕道指定恵岱別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署446林班い小班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日（R5. 9. 29 第461号〔特保 第462号〕）

- 《17》① **鷹泊鳥獣保護区** 827ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 深川市多度志町に所在する国有林空知森林管理署北空知支署101林班、107林班から109林班の区域及び道鷹泊ダム管理事務所管理の鷹泊貯水池を含む鷹泊貯水池上流側雨竜川左岸河川区域界を北に進み、この点から111林班北端に至り、同川右岸河川区域を南に進み109林班東端に至る区域〔特保〕道指定鷹泊鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署107林班と小班及び108林班ち小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《18》① **深川丸山鳥獣保護区** 11ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 深川市一己町字一己2400番15、2527番1、8、150、151、152の一部、154、2550番3及び2550番49から51までの区域
③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日（H24. 9. 28 第583号）

- 《19》① **峰延鳥獣保護区** 1ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 美瑛市字峰延3027番の区域
① 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9. 29 第570号）

- 《20》① **舞鶴遊水地鳥獣保護区** 207ha〔希少鳥獣生息地〕
② 夕張郡長沼町に所在する舞鶴遊水地（夕張郡長沼町字馬追原野1395番22、1395番25、1395番113、1396番88、4831番2、4846番2、4847番、4855番、4860番、4861番、4864番2、4872番2、4873番から4880番、4882番1から3、4883番、4884番2、4885番2、4886番から4889番、4890番2、4891番、4895番、4898番、4916番2、4930番、4932番2、4934番から4936番、4937番1、4940番1、3、4953番2、4956番、4958番、4980番2、4981番から4983番、4984番2、4988番、4990番、4991番2、4992番2、4993番2、4994番、4996番2、4997番から4999番、5001番、5002番、5003番1、2、5006番2、5008番1、5010番、5011番、5013番から5017番、5022番2、5024番から5026番、5028番、5030番、5032番、5035番2、5037番から5042番、5044番、5047番2、5049番から5053番、5056番2、5057番、5059番2、5060番から5064番、5067番3、4、5069番1、2、4、5070番1、2、5074番、5076番から5079番、5081番、5083番、5084番、5087番、5094番から5096番、5098番、5099番、5102番、5105番、5108番、5110番から5112番、5114番から5116番、5118番、5119番、5121番から5123番、5125番、5128番から5130番、5133番、5135番1から3、5137番1から3、5140番、5142番1、5541番3、4、5542番、5543番2、5544番から5548番、5549番1から3、5550番から5558番、5559番1から3、5569番1、2、5570番1、2、5571番1、2、5572番、5573番1から3、5574番1から3、5575番1、2、5576番1、2、5577番1、2、5578番1、2、5579番1、2、5580番、5581番1から3、5582番1、2、5583番1、2、5584番1、2、5585番から5588番、5589番1、2、5590番1、2、5591番1、2、5592番1、2、5593番1、2、5594番1、2、5595番、5596番3、5600番1から3、5601番1、2、5602番1、2、5603番1、2、5604番1、2、5605番1から3、5606番3から5、5607番から5610番、5611番1、2、5612番1から3、5613番から5617番、5618番1、2、5619番1、2、5620番から5622番、5623番1から3、5624番1、2、5625番1、2、5626番1、2、5627番1、2、5628番1、2、5629番1、2、5630番1、2、5631番3、5632番1、2、5633番1から3、5634番1、2、5635番1、2、5636番1、2、5637番1、9379番、9380番、9384番、9388番）の区域
③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日（R2. 9. 30 第602号）

【石狩振興局管内】

- 《21》① **定山溪鳥獣保護区** 1,660ha〔森林鳥獣生息地〕
② 札幌市南区に所在する国有林野石狩森林管理署1045林班と1046林班との境界線と豊平川との交点を起点とし、この点から豊平川河川敷地界を南西に進み2084林班と2085林班との境界線の東端に至り、この点から同境界線を北西に進み2084林班、2083林班、2082林班及び2081林班を含む境界線を順次進み2080林班と同市同区定山溪748番1の私有地との境界線の北端に至り、この点から見通して2003林班と2005林班との境界線の南端に至り、この点から同境界線を北東に進み2003林班、2004林班、2002林班、2001林班及び2536林班を含む境界線を順次進み2535林班と2536林班との境界線の北端に至り、この点から見通して2442林班と2443林班との境界線の南端に至り、この点から東に進み2442林班、2441林班、2440林班、2302林班、2301林班、1054林班、1050林班、1049林班、1048林班、1046林班を含む境界線を順次進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日（H23. 9. 30 第603号）

- 《22》① **円山・藻岩鳥獣保護区** 335ha〔森林鳥獣生息地〕
② 札幌市に所在する円山原始林及び藻岩原始林（いずれも国指定の天然記念物）の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《23》① **真駒内線ヶ丘鳥獣保護区** 144ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 札幌市真駒内17番の1、17番の453から455まで、17番の827、17番の989、及び17番の994から997までの区域

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22. 9. 28 第673号)

【24】① 藤の沢鳥獣保護区 7ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区藤野403番1、404番から406番まで、407番1の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号)

【25】① 羊ヶ丘白旗山鳥獣保護区 2,337ha〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市豊平区福住に所在する国道36号と独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所北海道支所敷地北端との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み同北海道農業研究センター敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、清田区清田に所在する山部川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み、札幌市市有林と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市市有林と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み山部川との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地、学校法人八紘学園所有地、イーグル観光株式会社所有地の境界線の交点に至り、同所から学校法人八紘学園所有地とイーグル観光株式会社所有地の境界線を西に進み、学校法人八紘学園所有地と栗林友二所有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み、独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と国有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み独立行政法人森林総合研究所北海道支所敷地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み、同北海道農業研究センター敷地の境界線との交点に至り、同所から同北海道農業研究センターと民有地の境界線を更に北東に進み、道道羊ヶ丘線との交点に至り、同所から北東に進み、同北海道農業研究センター敷地と札幌ドーム敷地との境界線の交点に至り、同所から境界線沿いに進み、起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

【26】① 手稲鳥獣保護区 2,218ha〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市西区に所在する国有林石狩森林管理署札幌事業区7、8及び10林班から17林班まで、並びに一般民有林石狩空知森林計画区156林班から161林班までの区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

【27】① 支笏湖鳥獣保護区 22,238ha〔大規模生息地〕

② 千歳市に所在する国有林石狩森林管理署6001林班から6016林班まで、6018林班から6182林班まで及び千歳市支笏湖温泉とモータープに所在する国有地（環境省所管地）並びに翠明橋から上流の千歳川（河川敷を含む）及び支笏湖の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号)

【28】① 支笏紋別岳鳥獣保護区 425ha〔特保49ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 千歳市に所在する国有林石狩森林管理署5419林班、5453林班、5454林班、5456林班から5460林班までの区域〔特保〕道指定支笏紋別岳鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署5419林班ろ、イからハまでの各小班、5453林班い1、ろ、イからハまでの各小班、5454林班い4、ロ小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日まで(R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕)

【29】① 野幌鳥獣保護区 2,048ha〔特保61ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 札幌市厚別区、江別市西野幌及び北広島市西の里に所在する北海道立自然公園野幌森林公園の区域〔特保〕道指定野幌鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署56林班及び48林班のうち、い4、く、や各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 27 第706号〔特保H17. 9. 30 第717号〕)

【30】① 青山鳥獣保護区 810ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩郡当別町に所在する一般民有林石狩空知森林計画区610林班から613林班までの区域〔特保〕道指定青山鳥獣保護地区のうち、一般民有林石狩空知森林計画区613林班01及び51小班的区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

【31】① 送毛鳥獣保護区 452ha〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩市浜益区送毛18-2番地北西角を起点とし、同所から国有林岩見沢事業区との境界線に沿って進み、同国有林野と石狩市浜益区送毛99番地南西角との交点に至り、同所から西流する小川に沿って西に進み、同川となぎさ線との交点に至り、同所からなぎさ線を北に進み、なぎさ線から垂直に起点に至る線に囲まれた区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

【32】① 濃星鳥獣保護区 342ha〔特保52ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 石狩市浜益区濃星に所在する国有林石狩森林管理署612林班から614林班までの区域〔特保〕道指定濃星鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署613林班ろ、に、イの各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号〔特保 第717号〕)

【33】① 北大一の沢鳥獣保護区 62ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区小金湯690番1から3までの区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号)

【34】① 北大藤舞鳥獣保護区 32ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 札幌市南区藤舞565番の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号)

【後志総合振興局管内】

【35】① 歌才鳥獣保護区 92ha〔特保92ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 寿都郡黒松内町に所在する国有林後志森林管理署3515林班い、ろ及びイ小班的区域〔特保〕寿都郡黒松内町に所在する国有林後志森林管理署3515林班い、ろ及びイ小班的区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号〔特保 第662号〕)

【36】① コックリ湖鳥獣保護区 410ha〔特保34ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 磯谷郡蘭越町に所在する道有林後志管理区156林班09、10、33及び34の各小班、158林班01、02、31及び32の各小班並びに159林班02、05、06、09及び31から33までの各小班的区域〔特保〕道指定コックリ湖鳥獣保護区のうち、道有林後志管理区156林班09及び33の各小班、158林班01及び31の各小班並びに159林班05及び09の各小班的区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

【37】① チセヌプリ鳥獣保護区 302ha〔森林鳥獣生息地〕

② 磯谷郡蘭越町字湯里に所在する道有林後志管理区172林班01、02、97小班的区域

③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

【38】① 半月湖鳥獣保護区 230ha〔森林鳥獣生息地〕

② 虻田郡倶知安町字高嶺に所在する道有林倶知安経営区境界標北山25を起点とし、この点から同町字高嶺と同町字比羅夫との字界を北に進み同道有林境界標北山56に至り、この点から同道有林と民有地との境界を南東に進み同道有林境界標北山50に至り、この点から同道有林2林班と5林班との境界を南東に進み同道有林2林班、5林班及び10林班との境界に至り、この点から同道有林2林班と10林班との境界を南西に進み同道有林1林班、2林班及び10林班との境界に至り、この点から同道有林1林班08及び06小班と01小班との境界を西に進み同道有林境界標北山13に至り、この点から同道有林と民有地との境界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23. 9. 30 第603号)

【39】① 京極鳥獣保護区 391ha〔森林鳥獣生息地〕

② 虻田郡京極町に所在する国有林野後志森林管理署135林班から139林班まで（138林班イ、二小班的区域を除く。）の区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23. 9. 30 第603号)

【40】① 大谷地鳥獣保護区 468ha〔特保44ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 岩内郡共和町に所在する国有林野後志森林管理署1443林班、1445林班、1446林班、1451林班及び1452林班の区域〔特保〕道指定大谷地鳥獣保護区のうち、国有林野後志森林管理署1451林班い、イ、ロ及びホ小班的区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23. 9. 30 第603号〔特保 第604号〕)

【41】① 無沢鳥獣保護区 374ha〔森林鳥獣生息地〕

② 共和町と倶知安町の境界線と国道5号（倶知安峠）との交点を起点として、国道5号を北に進み旧国道5号との交点に至り、同所を北東に進み町道ムサワ線との交点に至り、同所から町道ムサワ線南側敷地境界沿いを東に進み民有林後志・胆振地域森林計画区共和町57林班の北端に至り、同所から国有林境界線を東に進み共和町と倶知安町の境界に至り、同境界線沿いを南に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

【42】① 兎足鳥獣保護区 432ha〔森林鳥獣生息地〕

② 岩内郡共和町に所在する国有林後志森林管理署1336林班から1342林班までの区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号)

【43】① 余市鳥獣保護区 341ha〔特保64ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 余市郡余市町に所在する国有林石狩森林管理署3254林班から3257林班までの区域〔特保〕道指定余市鳥獣保護区のうち、国有林石狩森林管理署3255林班い小班的区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号〔特保 第803号〕)

【44】① 小樽水源地鳥獣保護区 125ha〔森林鳥獣生息地〕

② 小樽市天神2丁目135番地の西端を起点とし、この点から天神2丁目321番4の南端に至り、この点から天神2丁目336番の北端に進み、この点から同地番の東端に進み、この点から国有林石狩森林管理署4119林班ろ2小班的南端に進み、この点から4120林班ろ小班的南端に進み、この点から西方に進み、市道若松線の小樽市上水道用地と国有林との接点に至り、この点から市道若松線道路南東側敷地境界沿いに北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

【45】① 張碓鳥獣保護区 2ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 小樽市張碓町地先海面に所在する恵比須島の東端を起点とし、この点から南西に北山別荘を見通した線を進み汀線との交点に至り、この地点から張碓町318番地東端を見通した線を北西に進み同端に至り、この点から汀線に沿って北西に進み張碓川の左岸に至り、この点から張碓川左岸を南西に進み張碓町676番地の南端に至り、この地点から同地番界を北西に進み同309番地北端に至り、この地点から北海道旅客鉄道株式会社函館本線鉄道敷界沿いを北西に140メートルの地点に進み、この点から同鉄道敷界及び海上を見通して恵比須島の北端に至り、この点から島沿いに起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号)

- 《46》① **赤岩鳥獣保護区** 395ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 小樽市に所在する国有林野石狩森林管理署4173林班から4176林班までの区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日（H22. 9. 28 第673号）

- 《47》① **小樽市旭町鳥獣保護区** 322ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 小樽市最上2丁目115番地の1及び115番地の4、旭町1番地の1、塩谷3丁目107、緑4丁目88番地の1、緑5丁目63番地の1、63番地の3及び63番地の5、富岡1丁目112番地、富岡2丁目108番地、長橋1丁目45番地の1並びに長橋5丁目91番地の市有林の区域
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日（H23. 9. 30 第603号）

【胆振総合振興局管内】

- 《48》① **洞爺湖鳥獣保護区** 7,132ha〔集団渡来地〕
 ② 虻田郡洞爺湖町及び有珠郡壮瞥町にまたがる洞爺湖水面並びに国有林後志森林管理署2416林班から2421林班までの区域
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日（H26. 9. 30 第659号）

- 《49》① **太陽の園鳥獣保護区** 54ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 北海道伊達市幌美内町37の全部
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日（H23. 9. 30 第603号）

- 《50》① **富岸鳥獣保護区** 36ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 登別市富岸町61番から65番まで、66番1、2、3、8及び富岸町3丁目32番3の北東端を起点とし、同所から同地番及びこれと隣接する32番2、18番1、29番、28番、27番、26番、22番、18番1の各地番界を順次進み18番66（市道富岸第2号線道路敷）の北西端に至り、同所から同市道（道路敷を含む。）を南西に進み18番5の地番界との交点に至り、同所から15番6の地番界を北西に進み4番1の地番界との交点に至り、同所から同地番及びこれと隣接する14番4、8番1、13番、12番、8番1、8番4、15番8、18番1、32番3の各地番界を順次進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号）

- 《51》① **幌別ダム鳥獣保護区** 500ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 登別市に所在する幌別ダムせき堤の延長線と道道弁景幌別線との交点を起点とし、この点から同道道を北に進み同市川上町と鉾山町との町界線との交点（かげのさわ橋）に至り、この点から同町界線を東に進み同市来馬町との町界線の交点に至り、この点から同町界線を北に進み通称ポン来馬川右岸（河川敷を除く。）との交点に至り、この点から同川右岸を南に進み市道来馬西路線との交点（来馬西1号橋）に至り、この点から同市道を南に進み同市道始点と市道望洋線との交点に至り、この点から同市道を西に進み幌別ダムせき堤の延長線との交点に至り、この点から同延長線及び同ダムせき堤を西に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日（H24. 9. 28 第583号）

- 《52》① **登別鳥獣保護区** 550ha〔特保54ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 登別市に所在する国有林後志森林管理署2384林班、2385林班、2388林班から2392林班まで及び登別市カルルス町36番1（橋湖）の区域〔特保〕道指定登別鳥獣保護区のうち、国有林後志森林管理署2391林班及び登別市カルルス町36番1（橋湖）の区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号〔特保 第803号〕）

- 《53》① **白老王子鳥獣保護区** 540ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 白老郡白老町字竹浦333番及び337番の区域
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日（H26. 9. 30 第659号）

- 《54》① **ポロト鳥獣保護区** 397ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 白老郡白老町に所在する国有林胆振東部森林管理署297林班から299林班までの区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《55》① **倶多楽湖鳥獣保護区** 799ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 白老郡白老町に所在する倶多楽湖、国有林野胆振東部森林管理署1林班及び白老町字虎杖浜496番 1、2、6から9まで、497番、498番1から8まで、499番1、2
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日（H23. 9. 30 第603号）

- 《56》① **王子山鳥獣保護区** 1,146ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 苫小牧市字高丘及び糸井に所在する王子ホールディングス株式会社社有林の区域一円及び苫小牧市字糸井277番地11及び13
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日（R6. 9 告示予定）

- 《57》① **北大苫小牧研究林鳥獣保護区** 2,715ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 苫小牧市字高丘に所在する国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション苫小牧研究林の区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号）

- 《58》① **錦大沼鳥獣保護区** 236ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 苫小牧市字樽前166番1から3まで、166番3地先の財務省所管地、421番1、3から8まで、499番、533番1から2まで、534番、535番、字錦岡501番6、9、502番3から10まで、920番、覚生川河川敷に位置する都市計画公園錦大沼公園の区域
 ③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日（H29. 9. 29 第569号）

- 《59》① **地球岬鳥獣保護区** 87ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 室蘭市母恋南町3丁目73番の6の地番界の北端を起点とし、同所から同地番の東

側地番界を南東に進み同町3丁目73番の5の地番界との交点を經由し同町3丁目73番の5の地番界と同町3丁目73番の1の地番界との交点に至り、同所から同町3丁目73番の1の地番界を南東に進み汀線との交点に至り、同所から汀線を北東に進み地球岬を經由し同1丁目80番の西端に至り、同所から同地番の地番界を北東に進み同1丁目74番の1の地番界との交点に至り、同所から同地番の地番界を時計回りに進み同1丁目76番の1の地番界との交点に至り、同所から同5丁目76番の2、同4丁目76番の2、同4丁目32番の520、同4丁目73番の50、同4丁目76番の2、同4丁目82番の2、同4丁目78番の2の各北側地番界を東に進み同4丁目78番の2の東側地番界の東端に至り、同所から直進し同4丁目73番の1と同4丁目78番の1との西側交点に至り、同所から同4丁目73番の1、同3丁目73番の1の西側地番界を北に進み同3丁目73番の5の地番界との交点に至り、同所から北に進み同3丁目73番の6との交点に至り、同所から同3丁目73番の6の西側地番界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日（H20. 9. 30 第623号）

- 《60》① **測量山鳥獣保護区** 121ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 室蘭市に所在する測量山緑地（平成9年3月7日北海道告示第323号）の区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日（H22. 9. 28 第673号）

- 《61》① **ときわ鳥獣保護区** 277ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡安平町早来北進に所在する都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設であるとされわ公園の区域並びに同町字北進155番から157番まで、61番、164番、188番から190番まで、194番から199番まで、200番1及び2、201番から203番まで、204番1から5まで、205番1、7及び227から231まで、215番2から4まで、216番、217番、218番1から7まで、219番1及び2、220番1から4まで、221番1及び3、230番2（早来北進237番の北西側地番界を北東に延長した線以南の区域を除く。）、242番1及び2並びに243番3の区域
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日（H26. 9. 30 第659号）

- 《62》① **厚真鳥獣保護区** 757ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡厚真町字幌内に所在する若水橋と一般道道上幌内早来停車場線との交点を起点とし、同所から厚真ダム堤上を北に見通した線を延長し道有林胆振管理区90林班界との交点に至り、同所から90林班界を北西に進み同林班01小班界との交点に至り、同所から同林班02小班界を東に進み同林班03小班界との交点に至り、同所から03小班界を北東に進み91林班界との交点に至り、同所から91林班10小班及び08小班の各小班界を順次北に進み92林班界との交点に至り、同所から92林班界を北東に進み80林班界との交点に至り、同所から80林班08小班、44小班、07小班、42小班的各小班界を順次東に進み79林班界との交点に至り、同所から79林班界を進み75林班界との交点に至り、同所から75林班界を進み同林班境界標135号に至り、同所から（西へ）起点を見通した線に囲まれた区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号）

- 《63》① **追分青葉鳥獣保護区** 33ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡安平町追分白樺2丁目1番地1から3、3番地1、4番地及び5番地の区域
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日（H30. 9. 28 第649号）

- 《64》① **鶴川鳥獣保護区** 348ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡むかわ町二宮436番1から3、436番23から25までの区域
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号）

- 《65》① **穂別鳥獣保護区** 447ha〔特保61ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡むかわ町に所在する国有林胆振東部森林管理署2010林班から2013林班までの区域〔特保〕道指定徳別鳥獣保護区のうち、国有林胆振東部森林管理署2012林班ろ、に、ほ小班の区域
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《66》① **鶴川河口鳥獣保護区** 139ha〔集団渡来地〕
 ② 勇払郡むかわ町に所在する鶴川河川区域のうち、鶴川を横断する北海道旅客鉄道株式会社日高本線（鉄道敷を除く。）より南西側の河川区域（ただし、鶴川町若草23番から25番及び35番から37番並びに41番の区域を除く。）
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日（H30. 9. 28 第650号）

【日高振興局管内】

- 《67》① **日勝鳥獣保護区** 877ha〔特保135ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 沙流郡日高町に所在する国有林野日高北部森林管理署68林班、69林班（ロ小班を除く）及び70林班から72林班までの区域〔特保〕道指定日勝鳥獣保護区のうち、国有林野日高北部森林管理署69林班い、ろ及びイ小班の区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日（H22. 9. 28 第673号〔特保 第674号〕）

- 《68》① **ホロカウシャップ鳥獣保護区** 562ha〔特保62ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 沙流郡日高町に所在する国有林日高北部森林管理署14林班から18林班までの区域〔特保〕道指定ホロカウシャップ鳥獣保護区のうち、国有林日高北部森林管理署15林班の区域
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《69》① **平取鳥獣保護区** 54ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 沙流郡平取町本町112番2、17、116番26、117番5、6、35から37まで、39から47まで、50、118番1から5まで、119番1、2、120番1、4、15及び平取町道本町公園線の区域
 ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9. 28 第631号）

- 《70》① **判官館鳥獣保護区** 123ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 新冠郡新冠町中央町35番1の北端と国道235号との交点を起点とし、同所から新冠川河川敷地と同35番1との境界線を南に進み、更に同河川敷地沿いに進み、北海道旅客鉄道株式会社日高本線との交点に至り、同所から同本線を西に進み、同町宇高江489番2との交点に至り、同所から同489番2と新冠川河川敷地との境界線を南に進み、更に同489番2の区境界に沿って進み、同489番2、同33番2及び同489番22との交点に至り、同所から同33番2と同489番24との境界線、同36番2と同489番29との境界線、同36番1と同489番6との境界線、同38番3と同489番6との境界線、同38番4と同489番6との境界線、同38番1と同489番6との境界線、同38番5と同489番3との境界線、同47番7と同489番3との境界線、同48番2と同489番3との境界線、同48番4と同489番3との境界線、同48番3と同489番3との境界線、同48番1と同489番3との境界線、同48番1と同489番5との境界線、同47番1と同489番5との境界線を順次進み、国道235号との交点にいたり、同所から国道235号に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

- 《71》① **旧新冠種畜牧場鳥獣保護区** 1,712ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 日高郡新ひだか町静内御園111番、587番1から8まで、590番、静内田原797番1、797番2、798番1、878番1から3まで、932番から935番まで、937番、938番の区域
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

- 《72》① **静内川鳥獣保護区** 211ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 日高郡新ひだか町の国道235号（静内橋）と同町の日高中部地区広域農道（1号橋）との間に所在する静内川（河川敷地を含む）の区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17.9.30 第716号）

- 《73》① **赤心の森鳥獣保護区** 35ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 浦河郡浦河町に所在する一般民有林地高地域森林計画区浦河町25林班1から6まで、9から12まで、19、20、34、37から45までの各小班の区域及び同林班19、20、2、39、3、5の各小班界、同町宇野深406番1、20の地番界に囲まれた土地の区域
 ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

- 《74》① **にしちや鳥獣保護区** 3,350ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 浦河郡浦河町宇西舎141番1から66まで、501番1から8（ただし、501番2のうち日高地域森林計画区浦河町239林班、240林班及び244林班から246林班の区域を除く。）まで、512番1、517番3、528番1から4まで、529番1から5まで、533番、535番1から19まで、及び浦河町宇西舎512番1と524番との境界線の延長線と528番1と日高幌別川との境界線の延長線ではさまれた道道高見西舎線の区域
 ③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号)

- 《75》① **井寒台の森鳥獣保護区** 66ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 浦河郡浦河町宇井寒台28番地、29番地及び日高南部森林管理署3213林班の区域
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

- 《76》① **観音山鳥獣保護区** 12ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 様似郡様似町宇潮見台1番1、4から6まで、2番地、110番1、2、111番1から4まで及び1004番地の区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《77》① **アポイ岳鳥獣保護区** 399ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 様似郡様似町に所在する日高山脈襟裳国定公園アポイ岳特別保護地区（昭和56年（1981年）10月環境庁告示第86号）の区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

- 《78》① **幌満鳥獣保護区** 434ha〔特保165ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 様似郡様似町所在の88林班及び89林班の区域〔特保〕道指定幌満鳥獣保護区のうち、道有林地高管理区88林班1、95及び96の各小班の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《79》① **えりも鳥獣保護区** 42ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 幌泉郡えりも町宇本町549番、554番1から5まで、555番、558番1、3、4、586番、588番、589番、590番1、2、591番1、2、592番1から3まで、594番、595番、596番1から3まで、597番、600番、601番、603番、604番の区域
 ③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《80》① **豊似湖鳥獣保護区** 258ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 幌泉郡えりも町に所在する日高山脈襟裳国定公園豊似湖第二種特別地域（昭和56年（1981年）10月環境庁告示第86号）の区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

【渡島総合振興局管内】

- 《81》① **大島鳥獣保護区** 956ha〔特保956ha〕〔集団繁殖地〕
 ② 松前郡松前町に所在する大島の区域〔特保〕道指定大島鳥獣保護区の全域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

- 《82》① **小島鳥獣保護区** 158ha〔特保153ha〕〔集団繁殖地〕
 ② 松前郡松前町小島の区域〔特保〕道指定小島鳥獣保護区のうち、漁業施設を除いた区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号〔特保 第674号〕)

- 《83》① **松前鳥獣保護区** 336ha〔特保76ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 松前郡松前町に所在する道有林渡島西部管理区36林班の区域〔特保〕道指定松前鳥獣保護区のうち、道有林渡島西部管理区36林班のうち、04、51、60から62まで、66、68から71までの各小班の区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕）

- 《84》① **白神鳥獣保護区** 820ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 松前郡松前町に所在する国道228号と松前町宇荒谷の町道白神線との東側の交点を起点とし、同所から同町道を北東に進み松前町と福島町との町境界を横断し福島町宇吉野の国道228号との交点に至り、同所から同国道を南に進み旧国道228号との交点に至り、同所から同旧国道を南に進み国道228号との交点に至り、同所から同旧国道を南に進み白神岬を経由し北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。ただし、松前郡松前町宇白神629番9（海上自衛隊松前警備所白神支所敷地内）を除く
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《85》① **岩部鳥獣保護区** 302ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 松前郡福島町宇岩部に所在する道有林松前経営区1林班05から08までの各小班、3林班08小班、4林班04小班、5林班07小班及び7林班08小班的区域
 ③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日(H27.9.29 第647号)

- 《86》① **知内鳥獣保護区** 396ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 上磯郡知内町宇元町375番の区域
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

- 《87》① **上磯鳥獣保護区** 508ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 北斗市三好420番地から422番地までの区域
 ③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日(H27.9.29 第647号)

- 《88》① **恵山鳥獣保護区** 168ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 函館市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区38林班及び39林班との境界線と、38林班の32小班と18小班的境界線との交点を起点とし、この点から38林班の32小班と18小班的境界線を西に進み、37林班と38林班の境界線に至り、この点から同境界線を北に進み、37林班の16小班と17小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、同林班の86小班と75小班的境界線の交点に至り、この点から同境界線を南西に進み国有林渡島森林管理署2154林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み同林班11小班とろ小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み海向山山頂との交点に至り、この点から同林班11小班とろ小班的境界線を南東に進み同林班界との交点に至り、この点から同林班界を北東に進み一般民有林渡島檜山森林計画区38林班7小班と3林班1小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み38林班23小班と3林班1小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み38林班23小班と3林班63小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み38林班13小班と3林班63小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み国有林渡島森林管理署2153林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み同林班口小班とイ小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み同林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、この点から同境界線を南に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《89》① **川汲鳥獣保護区** 208ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 函館市川汲町に所在する函館市有林4021林班及び4022林班の区域
 ③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第570号)

- 《90》① **大沼鳥獣保護区** 15,820ha〔特保1,131ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 亀田郡七飯町、茅部郡森町、同郡鹿部町の境界線の交点（駒ヶ岳頂上）を起点とし、この点から七飯町と森町の境界線を南東に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み道道大沼公園鹿部線との交点に至り、この点から同国道を北東に進み町道駒ヶ岳赤井川線との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み森町宇駒ヶ岳と宇白川及び宇姫川の字界線との交点に至り、この点から宇白川と宇駒ヶ岳の字界線を東に進み宇白川と宇尾白内及び宇駒ヶ岳の字界線との交点に至り、この点から宇尾白内と宇駒ヶ岳の字界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域及び七飯町宇大沼町、軍川、上軍川、西大沼、東大沼の区域〔特保〕道指定大沼鳥獣保護区のうち、亀田郡七飯町に所在する大沼、小沼、蓴菜沼の河川敷地及び水面に囲まれた区域
 ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

- 《91》① **濁川鳥獣保護区** 366ha〔特保36ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 茅部郡森町に所在する国有林渡島檜山森林計画区1013林班から1018林班までの区域〔特保〕道指定濁川鳥獣保護区のうち、国有林渡島檜山森林計画区1013林班わ、イ小班、1015林班よ、イ、ロ小班的区域
 ③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日(R2.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

- 《92》① **砂原鳥獣保護区** 911ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 茅部郡森町に所在する町有林野渡島檜山森林計画区15林班のうち5から11まで、13、16から24まで、26、27、30、40、41の各小班、16林班のうち1から9まで、11、13、16から21まで、25から31までの各小班、17林班のうち2から12まで、72から80まで、82から95まで、113、116、117の各小班、18林班のうち4、6、10から12まで、18、19、21から24まで、27、28、30、34、36、38の各小班、19林班のうち7から10

まで、15から17まで、23から26まで、30、31の各小班、20林班のうち5から8まで、10、23、33、43、46、48、49、63、70、75、77、80から83まで、85から87まで、89から91まで、97から101まで、105、113から115まで、121から124まで、203、205の各小班、21林班のうち7から10まで、18、21、24、31、35から41まで、45から48まで、50から53まで、55から57まで、61、63、65、214の各小班、22林班のうち3から12まで、14、19から27までの各小班、23林班のうち5から7まで、13、21から29まで、31から33までの各小班、24林班のうち5、6、8、9、12、14から16までの各小班、25林班のうち7、8、10、11の各小班、26林班のうち2、3、7の各小班及び27林班のうち2、4から6まで、8から17まで、20、21、23の各小班的区域

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日(H24.9.28 第583号)

《93》① 函館山鳥獣保護区 353ha〔特保327ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 函館市入舟町86番1と88番の地番界を西へ延長した線と函館湾のなぎさ線との交点を起点とし、この点から同延長線を東に進み函館都市計画市街化調整区域の設定線との交点に至り、この点から同設定線を東に進み住吉町68番4と68番8の地番界との交点に至り、この点から同地番界を東へ延長しなぎさ線との交点に至り、この点から同なぎさ線を大鼻岬を経由して周回し起点に至る線に囲まれた区域

〔特保〕道指定函館山鳥獣保護区のうち、函館圏都市計画区域内の都市公園である函館山緑地の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《94》① 亀田川水源地鳥獣保護区 509ha〔森林鳥獣生息地〕

② 函館市赤川町55番地の最南端を起点とし、この点から同55番の南西縁を北西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同水路敷地の南西縁を北西に進み、更に北東へ進み同99番1との交点に至り、この点から道道赤川函館線道路敷地の北東縁を進み、更に同道路敷地の南東縁を北東に進み同235番6と538番5との交点に至り、この点から同235番、350番5、339番1の南東縁を北東に進み道道赤川函館線道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地の南東縁を北東に進み水路敷地と同419番3との交点に至り、この点から同443番2と同道路敷地と水路敷地との交点を結ぶ見通し線を北東に進み、さらに同道路敷地の南東縁を北東に進み同538番6と538番5との交点に至り、この点から同538番6の東縁を北へ進み、さらに北東に進み道道赤川函館線道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地、同583番4、588番2の南東縁を北東に進み亀田中野町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み亀田中野町319番1の東縁を南に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線、同319番1、320番22、21、18、12、4、338番の東縁を北に進み、さらに339番3から1の北東縁を北西に進み道道赤川函館線道路敷地に至り、この点から同道路敷地の東縁を北に進み同349番3と357番2との境界線を南東に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線を北西に進み、さらに同357番2、358番1、360番1、371番1、375番1、376番の外縁を進み道路敷地との交点に至り、この点から同376番の北縁を東に延長した見通し線を進み亀田大森町1番1との交点に至り、この点から同1番1の西縁を南に進み水元町の境界線との交点に至り、この点から亀田大森町と水元町との境界線を南東に進み、更に南に進み水元町126番との交点に至り、この点から同126番、127番の北縁を東に進み道路敷地との交点に至り、この点から同127番と道路敷地との境界線を南西に進み同130番地の最西端が真南に位置する点に至り、この点から同130番地の最西端を結ぶ見通し線を南に進み同120番との交点に至り、この点から同120番の北縁を東に進み、更に南西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同120番と131番との境界線を南西に延長した見通し線を進み陣川町161番1との交点に至り、この点から同161番1の北縁を東に進み同156番3と127番との境界線を北西に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線、水元町156番3と127番との境界線を南東に進み、更に西に進み水路敷地と道路敷地との交点に至り、この点から陣川町125番2、1の南縁を南西に進み、さらに北西に進み同78番との交点に至り、この点から同78番、77番の南縁を南西に進み同77番の南西端に至り、この点から同75番と70番13との交点を結ぶ見通し線、同75番、71番の南東縁を南西に進み神山町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み、さらに南東に進み赤川町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同水路敷地と赤川町285番3、1との境界線を南西に進み同281番2と283番との交点に至り、この点から同283番、281番1の南縁を南西に進み、さらに北西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同85番と276番と同水路敷地との交点を結ぶ線を南西に進み、さらに同85番から87番、90番4、92番2、4、3、93番1、95番から98番の南東縁を南西に進み同99番1との交点に至り、この点から同40番106と55番との交点を結ぶ線を南東に進み、さらに同55番の東縁を経て起点に至る線に含まれた区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《95》① 黒井川鳥獣保護区 360ha〔特保69ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 函館市に所在する道有林渡島東部管理区116林班01、10、15、19、28、29、31、42、51から58まで、60から62まで、65、67から72、94の各小班及び117林班07、11、12、15、16、18から21まで、26、27、33から35まで、41、45、52、58から71まで、73から80まで、82、83、85から87まで、91、94、95の各小班的区域

〔特保〕道指定黒井川鳥獣保護区のうち、道有林渡島東部管理区117林班11、15、45、58、60、63から71まで、80、82、95の各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《96》① 花岡鳥獣保護区 506ha〔特保54ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 山越郡長万部町に所在する国有林渡島檜山森林計画区432林班から440林班までの区域

〔特保〕道指定花岡鳥獣保護区のうち、国有林渡島檜山森林計画区433林班イ、ロ小班、439林班ほ、へ、と、ち、り、ロ小班的区域

③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日(R2.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

《97》① 八郎沼鳥獣保護区 11ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 北斗市向野132番地及び291番地の区域

③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

《98》① 大釜谷鳥獣保護区 172ha〔森林鳥獣生息地〕

② 上磯郡木古内町に所在する国有林渡島檜山森林計画区126林班から128林班までの区域

③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

《99》① 戸切地鳥獣保護区 711ha〔森林鳥獣生息地〕

② 北斗市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区103林班2、3、5、6小班、104林班、105林班1、2、5から27まで、29、30、32、33、40から47まで、50から58まで、60から63まで、65から76までの各小班、106林班2、7から9まで、20から27まで、32から37までの各小班、107林班から109林班までの区域

③ 令和3年10月1日～令和23年9月30日(R3.9.28 第631号)

《100》① 見市鳥獣保護区 502ha〔特保30ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 二海郡八雲町に所在する国有林野檜山森林管理署1198林班い、ろ、は、に、ほ、へ、イ及びロ小班、1199林班い、ろ、は、に、ほ、へ、イ、ロ及びハ小班、1202林班い、ろ及びは小班、1203林班い及びろ小班、1239林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、わ、か、よ、ロ、ハ及びニ小班、1240林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と及びイ小班、1241林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と、イ及びハ小班及び1242林班い、ろ、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班的区域

〔特保〕道指定見市鳥獣保護区のうち、国有林野檜山森林管理署1201林班い、ろ、は及びイ小班的区域

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号〔特保 第674号〕)

《101》① 熊石平田内鳥獣保護区 121ha〔森林鳥獣生息地〕

② 二海郡八雲町熊石鮎川町436番、437番、438番1から3まで、439番、440番、441番1及び2、442番1から4まで並びに宇熊石平町327番2、328番1から6まで、329番1、2及び5、330番1及び3、331番1及び2、332番、337番から339番まで、340番1及び2、341番1及び2、342番1及び2、343番1から3まで、344番1及び2、345番1、346番1、347番1から3まで、348番、349番1及び2、352番から354番までの区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

《102》① 関内鳥獣保護区 293ha〔森林鳥獣生息地〕

② 二海郡八雲町熊石関内町720番地、721番地及び722番地の区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

【檜山振興局管内】

《103》① 上ノ国勝山鳥獣保護区 11ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 檜山郡上ノ国町宇勝山416番1から3まで、417番、417番2、3、418番、418番2から4まで、419番、420番、これらの地番に介在する普通河川寺の沢河川敷地及び財務省所管国有地並びに421番、422番、423番1、2、424番1、2、425番、426番、428番、429番1から7まで、430番1から6まで、431番及びこれらの地番に介在する財務省所管国有地の区域

③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

《104》① 館野鳥獣保護区 212ha〔森林鳥獣生息地〕

② 檜山郡上ノ国町所在の道有林渡島西部管理区97林班のうち1、2、3、5、9、96小班的区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《105》① 椴川鳥獣保護区 499ha〔特保99ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 檜山郡江差町に所在する国有林野檜山森林管理署2036林班から2040林班までの区域

〔特保〕道指定椴川鳥獣保護区のうち、国有林野檜山森林管理署2038林班の区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

《106》① 江差松ノ岱鳥獣保護区 14ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 檜山郡江差町字新地町120番から124番まで、125番1、2、126番1、2、字緑丘37番1、2、176番から178番まで、179番1から4まで、180番から187番まで、191番、192番、193番1、193番2、194番から197番まで、199番から201番まで、202番1、3、4、203番、204番、206番1、207番から210番まで、211番1から7まで及び上記地番の間に介在する区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

《107》① 江差東山鳥獣保護区 357ha〔森林鳥獣生息地〕

② 檜山郡江差町に所在する国有林渡島檜山森林計画区江差町22林班、23林班のうち1から8、11、15から16、17から18、20から32、34から35、37から49、51、54、56から63、67から68、70から77、79から84、88から96、98から103、105から108、110、114から116、118から119、121、123から131及び133から152の各小班的区域、28林班のうち21から23及び27の各小班並びに29林班のうち9、12から18、20、23から25、28及び29の各小班的区域

③ 令和6年10月1日～令和16年9月30日(R6.9 告示予定)

《108》① 北檜山浮島鳥獣保護区 34ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 久遠郡せたな町北檜山区に所在する国有林野渡島檜山地域森林計画区36林班13、5、136、138、139、140から150まで、152から155まで、157から164まで、167、177から180まで、182、184、185、187、188、201、211、212、247から257まで、267、

268、273、274の各小班、及び字愛知233番37の区域
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

《109》① **厚沢部城丘鳥獣保護区** 5ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 檜山郡厚沢部町字城丘160番地、168番地1、3、366番地の区域
 ③ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第513号)

《110》① **檜山鳥獣保護区** 407ha〔特保45ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 檜山郡厚沢部町に所在する国有林檜山森林管理署295林班から298林班、300林班、301林班及び檜山郡厚沢部町富栄に所在する民有林6林班300小班から342小班(334小班を除く。)までの区域〔特保〕檜山郡厚沢部町富栄に所在する民有林6林班307小班から333小班(ただし、310小班、311小班を除く。)までの区域
 ③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21.9.29 第661号〔特保 第662号〕)

《111》① **厚沢部鳥獣保護区** 3ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 檜山郡厚沢部町字本町130番地1、3、135番地、137番地、140番地、146番地1、2の区域
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《112》① **乙部・宮の森鳥獣保護区** 4ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 爾志郡乙部町元町515番1の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《113》① **乙部しびの岬鳥獣保護区** 3ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 爾志郡乙部町字花磯4番1から3の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《114》① **北檜山鳥獣保護区** 507ha〔特保90ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 久遠郡せたな町に所在する国有林渡島森林管理署5218林班から5224林班までの区域〔特保〕道指定北檜山鳥獣保護区のうち、国有林渡島森林管理署5220林班へ、り及びホ小班並びに5221林班は、に及びほ小班的区域
 ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号〔特保 第632号〕)

《115》① **北檜山玉川鳥獣保護区** 6ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 久遠郡せたな町北檜山区丹羽1番地の1の区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《116》① **奥尻鳥獣保護区** 6,578ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 奥尻郡奥尻町に所在する国有林檜山森林管理署2379林班から2474林班までの区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《117》① **今金八東鳥獣保護区** 99ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 瀬川郡今金町字八東259番1から4まで、260番から262番までの区域
 ③ 平成27年10月1日～平成37年9月30日(H27.9.29 第647号)

《118》① **今金鳥獣保護区** 25ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 瀬川郡今金町字今金599番1、5から7まで、12、30から34まで、41から43まで、600番1から7まで、601番、602番1、2、603番1、2、608番1から4まで、609番1、610番1、5の区域
 ③ 平成27年10月1日～平成37年9月30日(H27.9.29 第647号)

《119》① **美利河鳥獣保護区** 623ha〔特保59ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 瀬川郡今金町に所在する国有林渡島森林管理署4267林班、4268林班及び4279林班から4289林班まで並びに同国有林に介在する民有地の区域〔特保〕道指定美利河鳥獣保護区のうち、国有林渡島森林管理署4283林班い、ろ、は、イ、ハ小班的区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号〔特保 第803号〕)

《120》① **貝取洞川鳥獣保護区** 339ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 久遠郡せたな町に所在する国有林野渡島森林管理署6119林班、6120林班、6133林班から6135林班までの区域
 ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《121》① **逆川鳥獣保護区** 40ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 檜山郡江差町字鍼川町1130番2及び5、1216番2、1217番から1219番まで、1220番の一部及び1221番の区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号)

《122》① **ピリカダム鳥獣保護区** 297ha〔集団渡来地〕
 ② 瀬川郡今金町に所在する函館開発建設部美利河ダム管理に用する河川区域番号1番を起点とし、この点から同番号をつなぐ線を順に進み841番に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域のうち国道230号の道路敷地を除いた区域
 ③ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第461号)

《123》① **にしおおさと鳥獣保護区** 15ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 久遠郡せたな町瀬川区西大里218番1の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和16年9月30日(R6.9 告示予定)

《124》① **天の川鳥獣保護区** 108ha〔集団渡来地〕
 ② 檜山郡上ノ国町に所在する天の川にある平成2年度河川測量3級基準点No.1を基点

とし、この点から見通し線で北東に進み同河川測量3級基準点No.2との交点に至り、この点から南東に進み天の川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を東に進み町道中崎向浜線(向浜橋)との交点に至り、この点から同町道を東に進み目名川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南に進み町道上ノ国北村線(道路敷地を含む)との交点に至り、この点から同町道を南に進み天の川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南東に進み町道勝山中須田線(小森大橋)との交点に至り、同町道を南に進み天の川左岸(河川敷を含む)との交点に至り、この点から天の川左岸河川敷を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

【上川総合振興局管内】
 《125》① **北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区** 698ha〔特保89ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 雨竜郡幌加内町に所在する国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション雨龍研究林322、423、424林班及び422、425林班の区域の一部〔特保〕道指定北大雨龍研究林母子里地区鳥獣保護区のうち、雨龍研究林424林班の区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《126》① **占冠鳥獣保護区** 563ha〔特保42ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 勇払郡占冠村に所在する国有林上川南部森林管理署1266林班及び1267林班並びに字ニニウ3205番の区域〔特保〕道指定占冠鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署1266林班い、ハ、へ、又各小班及び占冠村字ニニウ3205番の区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

《127》① **ニニウ鳥獣保護区** 665ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 上川南部森林計画区6林班、7林班1から7までの各小班、8林班1から6まで、8から10までの各小班、9林班1から30までの各小班、10林班1から30まで、901の各小班的区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《128》① **幾寅鳥獣保護区** 392ha〔特保40ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 空知郡南富良野町に所在する国有林上川南部森林管理署120林班及び121林班の区域〔特保〕道指定幾寅鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署121林班い小班的区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

《129》① **かなやま湖鳥獣保護区** 1,308ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 空知郡南富良野町に所在する国有林野上川南部森林管理署1082林班と1083林班との境界線と北海道旅客鉄道株式会社根室本線との交点を起点とし、この点から同線に沿って北東に進み空知トンネルに至り、この点から道有林上川南部管理区139林班と140林班との境界線を北に進み140林班、145林班を含む境界線を順次進み145林班と146林班との境界線の東端に至り、この点から東に進み北海道旅客鉄道株式会社根室本線かなやま湖橋西端に至り、この点から東に進み同橋東端に至り、この点から湖岸を南に進み上川南部森林管理署106林班と107林班との境界線の北端に至り、この点から同境界線を南西に進み106林班、105林班、102林班(ほからイ小班までを除く)、101林班(はからり、お及びニからへ小班を除く)、1090林班、1089林班、1084林班、1083林班を含む境界線を順次進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

《130》① **山部鳥獣保護区** 426ha〔特保43ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 富良野市に所在する国有林上川南部森林管理署370、371林班(へ、ト小班を除く)の区域〔特保〕道指定山部鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署370林班ろ、は、イ、ロ小班的区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《131》① **東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区** 11,059ha〔特保45ha〕〔大規模生息地〕
 ② 富良野市に所在する東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林1林班から3林班(フ小班を除く)まで、4林班から19林班まで、38林班から50林班まで、88林班から98林班までの区域及び同演習林内に所在する農林水産省所管のボンヌノッペ頭首工敷地、西達布頭首工敷地及び東郷ダム敷地の区域〔特保〕道指定東京大学附属北海道演習林鳥獣保護区のうち、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林91林班C小班的区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《132》① **鳥沼鳥獣保護区** 11ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 富良野市東鳥沼に所在する鳥沼公園の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《133》① **瑠辺薬鳥獣保護区** 424ha〔特保39ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 上川郡美瑛町に所在する国有林上川中部森林管理署1008林班り、ぬ、る、かの各小班及び1010林班ほ小班並びに1011林班及び1012林班の区域〔特保〕道指定瑠辺薬鳥獣保護区のうち、国有林上川中部森林管理署1008林班ぬ小班的区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《134》① **勇駒別鳥獣保護区** 243ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 上川郡東川町に所在する道有林上川南部管理区127林班の区域〔特保〕道指定勇駒別鳥獣保護区のうち、道有林上川南部管理区127林班3から5までの各小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4. 9. 30 第513号[特保 第514号])

《135》① **大雪原生林鳥獣保護区** 546ha[特保103ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡上川町に所在する国有林上川中部森林管理署2254林班、2255林班い、イ、ハ、ニ、ホの各小班、2260林班い、わ、か、イ、ニ、ホの各小班の区域 [特保]道指定大雪原生林鳥獣保護区のうち国有林上川中部森林管理署2254林班ろ小班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号[特保 第803号])

《136》① **浮島鳥獣保護区** 602ha[特保70ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡上川町に所在する国有林上川中部森林管理署2079林班の区域 [特保]道指定浮島鳥獣保護区のうち国有林上川中部森林管理署2079林班い、イ、及びハ小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

《137》① **神居古潭鳥獣保護区** 1,525ha [森林鳥獣生息地]
② 旭川市に所在する国有林上川中部森林管理署276、277、285、286、288、289の各林班のうち送電線から以北石狩川左岸に接する区域、304林班から312林班までの区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

《138》① **台場鳥獣保護区** 114ha [身近な鳥獣生息地]
② 旭川市神居町台場に所在する深緑橋と伊野川左岸の交点を起点とし、この点から市道台場・富岡道路1号線を南に進み同市道の終点に至り、この点から北西に見通して旭川市神居町富岡359番2の北東端との交点に至り、この点から同359番2、同359番1、同357番1の境界線を南に進み同903番との交点に至り、この点から南に見通して同354番2の北東端との交点に至り、この点から同354番2、同354番1、同350番2、同351番8、同6、同9、同350番5、同4の境界線を南に進み国有林上川中部森林管理署267林班い小班の林班界との交点に至り、この点から同267林班い小班、同ロ小班、同い小班、同た小班、同に小班、同た小班、同268林班は小班、同ロ小班、同は小班、同ロ小班、同に小班、同は小班、同267林班は小班、同た小班、同ロ小班、同た小班の林班界を進み同神居町富岡333番4との交点に至り、この点から北西を見通して国道12号との交点に至り、この点から同国道に沿って北東に進み伊野川左岸との交点に至り、この点から伊野川左岸に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

《139》① **江丹別鳥獣保護区** 909ha [森林鳥獣生息地]
② 旭川市江丹別町富原203番1から5まで、205番1から3まで、206番1から3まで、207番1から3まで、208番1から3まで、209番1から3まで、255番1、2及び6から9まで、226番、491番から494番まで、495番1から3まで、497番、498番、500番から506番まで、507番1及び2、508番1から3まで、510番1及び2、511番、512番1から3まで、514番1から6まで、515番1から3まで、516番、517番、519番、520番、522番から530番まで、532番、580番1及び2、586番並びに587番1から3まで並びに国有林上川中部森林管理署135林班ろ小班及び136林班の区域
③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26. 9. 30 第659号)

《140》① **旭山鳥獣保護区** 148ha [身近な鳥獣生息地]
② 旭川市東旭川町倉沼10番2、20、33及び34、11番15、213及び153番1及び2、155番4及び6並びに上川南部地域森林計画区旭川市50林班のうち3から8まで、10から12まで、15、16、18から27まで、29から52まで、61、71、73から77まで、80、93及び94の各小班の区域
③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26. 9. 30 第659号)

《141》① **嵐山鳥獣保護区** 686ha [森林鳥獣生息地]
② 旭川市及び上川郡鷹栖町に所在する国有林上川中部森林管理署138林班から142林班までの区域及び嵐山公園の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

《142》① **当麻鳥獣保護区** 322ha [森林鳥獣生息地]
② 上川郡当麻町字開明1738番地に所在する大沢林道と防火線との交点を起点として、大沢林道沿いに大沢第二橋に至り、同橋を北に進み中の沢林道の第五橋に至り、同橋から中の沢林道に沿って防火線に至り、同所から防火線に沿って南に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

《143》① **緑郷鳥獣保護区** 18ha [身近な鳥獣生息地]
② 上川郡当麻町緑郷3366番1、3367番1及び3374番の区域
③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21. 9. 29 第661号)

《144》① **蘭留鳥獣保護区** 3ha [身近な鳥獣生息地]
② 上川郡比布町1476番1、3の区域
③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20. 9. 30 第623号)

《145》① **蓬来山鳥獣保護区** 186ha [身近な鳥獣生息地]
② 上川郡愛別町字伏古1番地の1から1番地の3まで、宇豊里1番地並びに字北町356番地の1、356番地の3、356番地の4及び356番地の6の区域
③ 平成24年10月16日～平成44年9月30日(H24. 9. 28 第583号)

《146》① **中愛別鳥獣保護区** 391ha[特保34ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡愛別町に所在する国有林上川中部森林管理署62林班の区域 [特保]道指

定中愛別鳥獣保護区のうち、国有林上川中部森林管理署62林班い小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

《147》① **和寒鳥獣保護区** 490ha[特保51ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡和寒町に所在する国有林上川北部森林管理署2371林班の区域 [特保]道指定和寒鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署2371林班い小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

《148》① **ペオツベ鳥獣保護区** 300ha [森林鳥獣生息地]
② 上川郡剣淵町第5区における剣淵町、和寒町、士別市との境界線の交点を起点として、剣淵町及び士別市との境界線沿いに犬牛別沢に至り、同地点から南東に進み三線沢上流に至り、同地点から南に進み和寒町と剣淵町の境界線に至り、同境界線を西に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号)

《149》① **朝日鳥獣保護区** 374ha[特保43ha] [森林鳥獣生息地]
② 士別市に所在する国有林上川北部森林管理署2160林班い及びイ小班並びに2161、2162林班の区域 [特保]道指定朝日鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署2160林班い及びイ小班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5. 9. 29 第461号[特保 第462号])

《150》① **ふどう鳥獣保護区** 23ha [身近な鳥獣生息地]
② 士別市南士別町1612番3、1612番52、1871番116、1871番116地先及び2554番地の区域
③ 平成23年10月1日～平成38年9月30日(H23. 9. 30 第603号)

《151》① **忠烈布鳥獣保護区** 920ha [森林鳥獣生息地]
② 名寄市風連町字池の上に所在する道有林北部管理区371林班及び上川北部森林計画区1004、1005、1018林班並びに忠烈布貯水池の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6. 9 告示予定)

《152》① **西風連鳥獣保護区** 300ha[特保24ha] [森林鳥獣生息地]
② 名寄市に所在する道有林上川北部管理区326林班の区域 [特保]道指定西風連鳥獣保護区のうち道有林上川北部管理区326林班15、37、56、57及び74の各小班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号[特保 第803号])

《153》① **旭東鳥獣保護区** 35ha [身近な鳥獣生息地]
② 名寄市宇旭東583番1及び7から10までの区域
③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26. 9. 30 第659号)

《154》① **となみが丘鳥獣保護区** 172ha [身近な鳥獣生息地]
② 名寄市宇砺波に所在する有利里橋の東端を起点とし、この点から砺波10線を東に進み第一区幹線水路との交点に至り、この点から同水路を南に進み第三区幹線水路との交点に至り、この点から同水路を南に進み砺波12線道との交点に至り、この点から同線道を西に進みとなみが丘公園東側境界沿道との交点に至り、この点から同沿道を南に進み宇砺波218番2の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南に進み宇砺波218番1の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南に進み砺波13線との交点に至り、この点から同線を西に進み東3号との交点に至り、この点から東3号を北に進み有利里川右岸との交点に至り、この点から同右岸を東に進み起点に至る線によって囲まれた区域
③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26. 9. 30 第659号)

《155》① **新下川鳥獣保護区** 513ha[特保76ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡下川町に所在する国有林上川北部森林管理署84、85林班の区域 [特保]道指定新下川鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署85林班ろ、に、ほ、への各小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号[特保 第717号])

《156》① **一の橋鳥獣保護区** 383ha[特保53ha] [森林鳥獣生息地]
② 上川郡下川町に所在する国有林上川北部森林管理署305、306林班の区域 [特保]道指定一の橋鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署305林班ろ、チの各小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17. 9. 30 第716号[特保 第717号])

《157》① **松山鳥獣保護区** 838ha [森林鳥獣生息地]
② 中川郡美深町字仁宇布に所在する道有林上川北部森林管理区110林班27小班から29小班まで、111林班20、28及び29の各小班、113林班27小班から29小班まで、114林班20、28及び29の各小班、115林班28及び29小班、141林班29小班、142林班28及び49小班の区域
③ 平成20年3月30日～平成39年9月30日(H19. 9. 28 第620号)

《158》① **中川鳥獣保護区** 516ha[特保289ha] [森林鳥獣生息地]
② 中川郡中川町に所在する道有林上川北部管理区201林班の区域 [特保]道指定中川鳥獣保護区のうち、道有林上川北部管理区201林班03、08、49、94、95の各小班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18. 9. 29 第802号[特保 第803号])

《159》① **北大中川研究林鳥獣保護区** 19,342ha [大規模生息地]
② 中川郡中川町及び中川郡音威子府村に所在する北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション中川研究林の区域(239林班から241林班までを除く。)

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《160》① **道立21世紀の森鳥獣保護区** 34ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 旭川市東旭川字瑞穂に所在する北海道立旭川21世紀の森の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

《161》① **智恵文沼鳥獣保護区** 23ha〔集団渡来地〕

② 名寄市字智恵文に所在する智恵文沼の公有水面の区域

③ 平成25年10月1日～平成45年9月30日 (H25. 9. 27 第626号)

《162》① **中多寄鳥獣保護区** 10ha〔集団渡来地〕

② 士別市中多寄町30線及び33線、道道端生下土別線並びに天塩川河川敷地に囲まれた区域内に所在する河跡湖の公有水面の区域

③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《163》① **白金鳥獣保護区** 1,484ha〔森林鳥獣生息地〕

② 上川郡美瑛町の国有林上川中部森林管理署1057林班いからにまで、イ、ハからホまで、ヘ、チの各小班、1059林班、1060林班、1068林班よ小班、1069林班い、ろ、にの各小班、1070から1072までの各林班並びに1073林班いからほまで、と、りからたまで、そからねまで、お、ゆからんまで、イからヌまで、ワからタまで、ネからユまでの各小班的区域及びこれらの国有林と同国有林1059林班の小班西端から1073林班り小班北端を見通し線で見通された区域にある国土交通省所管の美瑛川、尻無沢川砂防指定地の区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《164》① **函岳鳥獣保護区** 3,514ha〔特保311ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 中川郡美深町と中川郡音威子府村及び枝幸郡枝幸町との交点を起点として、この点から美深町と枝幸町の境界線を南に進み道有林上川北部管理区261林班と56林班と枝幸町の境界との交点に至り、この点から261林班と56林班との林班界、261林班と48林班との林班界、260林班と261林班との林班界、260林班と263林班との林班界を順次進み260林班と262林班及び263林班との交点に至り、この点から見通し線を進み258林班と259林班及び262林班との交点に至り、この点から258林班と262林班との林班界、258林班と263林班との林班界、263林班と265林班との林班界を順次進み263林班と265林班及び266林班との交点に至り、この点から見通し線を進み267林班及び271林班との交点に至り、この点から267林班と271林班との林班界、270林班と271林班との林班界、271林班と274林班との林班界、274林班と275林班との林班界を順次進み274林班と275林班及び枝幸町との交点に至り、この点から音威子府村と枝幸町との境界線を南に進み起点に至る線で見通された区域並びに国有林宗谷森林管理署3112林班い小班、ろ小班、イ小班、ロ小班、3124林班い小班、3125林班い小班、イ小班、3126林班い小班、イ小班、3184林班い小班、ろ小班、は小班、に小班、イ小班的区域〔特保〕中川郡美深町と中川郡音威子府村及び枝幸郡枝幸町との交点を起点として、この点から美深町と枝幸町の境界線を南に進み道有林上川北部管理区261林班と263林班と枝幸町の境界との交点に至り、この点から見通し線を進み263林班と266林班及び268林班との交点に至り、この点から見通し線を進み263林班と266林班及び268林班との交点に至り、この点から音威子府村と枝幸町との境界にある上川総合振興局北部森林室が設置した境界点167との交点に至り、この点から音威子府村と枝幸町との境界線を南に進み起点に至る線で見通された区域

③ 平成28年10月1日～平成48年9月30日 (H28. 9. 27 第574号〔特保 H28. 9. 27 第573号〕)

【留萌振興局管内】

《165》① **藤山鳥獣保護区** 399ha〔特保45ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 留萌市に所在する国有林留萌南部森林管理署189林班から191林班までの区域

〔特保〕道指定藤山鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署189林班い、イ及びロ小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9. 29 第461号〔特保 第462号〕)

《166》① **達布鳥獣保護区** 496ha〔特保48ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 留萌郡小平町に所在する国有林留萌南部森林管理署1166林班、1168林班から1170林班までの区域〔特保〕道指定達布鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署1169林班い及びロの各小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9. 29 第461号〔特保 第462号〕)

《167》① **羽幌鳥獣保護区** 450ha〔特保51ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 苫前郡羽幌町に所在する国有林留萌北部森林管理署2190林班、2191林班及び2197林班の区域〔特保〕道指定羽幌鳥獣保護区のうち、国有林留萌北部森林管理署2191林班い及び二小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9. 29 第461号〔特保 第462号〕)

《168》① **古丹別鳥獣保護区** 765ha〔特保72ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 苫前郡苫前町に所在する国有林留萌南部森林管理署管轄区域2077林班～2081林班、並びに2082林班のうち、い、ろ、は、に、ほ、ロ、ニ及びホの各小班的区域一円〔特保〕道指定古丹別鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署管轄区域2077林班イ小班、2082林班い、ろ、は、に、ほ、ロ、ニ及びホの各小班的区域一円

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《169》① **遠別鳥獣保護区** 532ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 天塩郡遠別町に所在する国有林留萌北部森林管理署管轄区域1116林班、1117林班

及び1123林班区域〔特保〕道指定遠別鳥獣保護区のうち、国有林留萌北部森林管理署管轄区域1123林班い、は、ハ小班的区域一円

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《170》① **焼尻鳥獣保護区** 521ha〔森林鳥獣生息地〕

② 苫前郡羽幌町に所在する焼尻島の区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《171》① **羽幌朝日公園鳥獣保護区** 7ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 苫前郡羽幌町字朝日1115番地の1及び1743番地並びにこれらの地番に介する五線道路予定地の区域

③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《172》① **羽幌曙鳥獣保護区** 6ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 一般民有林留萌森林計画区の区域内の苫前郡羽幌町に所在する8林班7小班(羽幌町立羽幌小学校学校林)の区域

③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《173》① **小平町本郷公園鳥獣保護区** 13ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 留萌郡小平町字本郷194番1、13から15まで、195番1、2、197番、713番の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第660号)

《174》① **富士見公園鳥獣保護区** 81ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 天塩郡遠別町字富士見46番地1、112番地4、8、26の区域

③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日 (H21. 9. 29 第661号)

《175》① **るもっぺ穂いの森鳥獣保護区** 245ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 留萌市に所在する道有林留萌経営区56林班並びに57林班01から04まで、52及び54から62までの各小班並びに留萌市礼受町680番地2及び680番地6、見晴町7丁目1番地並びに大字留萌村1571番地4の区域

③ 平成25年10月1日～平成45年9月30日 (H25. 9. 27 第626号)

《176》① **男能富鳥獣保護区** 168ha〔森林鳥獣生息地〕

② 天塩郡天塩町字オヌブナイに所在する天塩町有林89林班4から23までの各小班、90林班16、17、19から25までの各小班、91林班5から15までの各小班、92林班4から13までの各小班的区域

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《177》① **初山別鳥獣保護区** 427ha〔森林鳥獣生息地〕

② 一般民有林留萌森林計画区の区域内の苫前郡初山別村に所在する67林班、68林班、69林班及び70林班1から6までの各小班、8から25までの各小班的区域

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

【宗谷総合振興局管内】

《178》① **北大天塩研究林鳥獣保護区** 323ha〔森林鳥獣生息地〕

② 天塩郡幌延町に所在する一般民有林留萌森林計画区441林班及び445林班の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号)

《179》① **幌延鳥獣保護区** 184ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 天塩郡幌延町字幌延100番、101番、102番1及び7から20まで、110番1から29まで並びに111番地1から9までの区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日 (H26. 9. 30 第659号)

《180》① **利尻鳥獣保護区** 17,544ha〔森林鳥獣生息地〕

② 利尻島のうち道道東利尻富士利尻線及び道道杓形仙法志鴛泊線に囲まれた区域

③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《181》① **礼文鳥獣保護区** 6,456ha〔森林鳥獣生息地〕

② 礼文郡礼文町に所在する宗谷森林管理署所管の国有林のすべての区域

③ 平成28年10月1日～平成48年9月30日 (H28. 9. 27 第574号)

《182》① **稚内鳥獣保護区** 876ha〔森林鳥獣生息地〕

② 稚内市に所在する国有林宗谷森林管理署75林班(リ小班を除く。)、79林班から82林班及び83林班(ヌ及びル小班を除く。)までの区域

③ 平成28年10月1日～平成48年9月30日 (H28. 9. 27 第574号)

《183》① **東浦鳥獣保護区** 299ha〔森林鳥獣生息地〕

② 稚内市と猿払村との境界を流れる下苗太路川本流と支流の分岐点(河口から1km)を起点とし、同所から稚内市と猿払村との境界に沿って3km南に進み、この点から西に尾根筋に沿って下苗太路川本流(起点から4km)に至り、この点から同川を下流に進んで起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日 (H26. 9. 30 第659号)

《184》① **メグマ沼鳥獣保護区** 145ha〔集団渡来地〕

② 稚内市大字声間村字声間6742番1、2、6743番1から6、6743番7、8の一部、6744番3、4、6744番5、6の一部、6744番13、6744番14の一部、6871番1、6872番、6873番、6874番1、2の一部、6875番の一部、6877番、6929番1の一部、6929番2、6978番1、同市大字声間村字下声間1462番14、15の一部、5346番7の一部、同市大字声間村字

【道指定鳥獣保護区 宗谷・オホーツク】

声問原野3629番1、2、同市大字声問村字メクマ2979番34、同市大字声問村所在メクマ沼及び河川敷地の区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日 (H23. 9. 30 第603号)

《185》① **夕来稚咲内鳥獣保護区** 2, 832ha〔森林鳥獣生息地〕

② 稚内市と天塩郡豊富町との境界と日本海の汀線との交点を起点とし、この点から稚内市と豊富町との境界を東に進み国有林宗谷森林管理署60林班境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み、更に東に進み同森林管理署4169林班境界線との交点に至り、この点から同森林管理署4169林班境界線を東に進み、更に同森林管理署4169から4171林班までの東側境界線を南に進み道道稚咲内豊富線との交点に至り、この点から同森林管理署4172及び4173林班の東側境界線を南に進み豊富町と天塩郡幌延町との境界との交点に至り、この点から同境界を南西に進み汀線との交点に至り、この点から汀線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日 (H22. 9. 28 第673号)

《186》① **浅茅野王子鳥獣保護区** 434ha〔森林鳥獣生息地〕

② 宗谷郡猿払村字浅茅野に所在する王子製紙株式会社社有林111林班の区域

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日 (H24. 9. 28 第583号)

《187》① **知駒鳥獣保護区** 1, 305ha〔森林鳥獣生息地〕

② 枝幸郡中頓別町に所在する国有林宗谷森林管理署2050林班、2051林班い、いー1、ハ、への各小班、2053林班ろからほまで、ほー1、ロからホまでの各小班、2054林班、2055林班ろ、はの各小班、2056林班い小班、2057林班、2058林班い小班的区域

③ 平成28年10月1日～平成48年9月30日 (H28. 9. 27 第574号)

《188》① **中頓別水源地鳥獣保護区** 572ha〔特保60ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 枝幸郡中頓別町に所在する国有林宗谷森林管理署2140林班から2144林班までの区域（ただし、各林班のい小班を除く）〔特保〕道指定中頓別水源地鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署2140林班ろ小班及び2144林班ろ小班的区域

③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日 (H27. 9. 29 第647号〔特保 第648号〕)

《189》① **枝幸鳥獣保護区** 398ha〔特保49ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 枝幸郡枝幸町に所在する国有林宗谷森林管理署枝幸事務所3156及び3157林班の区域〔特保〕道指定枝幸鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署3157林班ろ、ホ小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9. 29 第461号〔特保 第462号〕)

《190》① **歌登王子鳥獣保護区** 312ha〔森林鳥獣生息地〕

② 枝幸郡枝幸町歌登上徳志別に所在する王子製紙株式会社社有林第56林班及び57林班の区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日 (H26. 9. 30 第659号)

《191》① **キモマ沼鳥獣保護区** 33ha〔集団渡来地〕

② 宗谷郡猿払村所在のキモマ沼の区域（河川敷地を含む。）

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日 (R4. 9. 30 第513号)

《192》① **声問大沼鳥獣保護区** 785ha〔集団渡来地〕

② 稚内市大字声問村字サラキトオマナイ966番1から4まで、2888番の一部、大字声問村字下声問原野5914番の一部、5915番、6099番2、4、6100番1、4、5、6101番1、2、6104番1、2、8215番、8216番、8221番、8235番、8236番、8322番、大字声問村字サラキトマナイ6642番1から9まで、6643番1から4まで、6645番、6646番1、2、6647番から6653番まで、大字声問村字声問6938番2、3の一部、6956番の一部、9657番から9659番まで、大字声問村字下声問原野4755番2、6100番4、5914番1、6104番1、8215番、8216番、8235番に接する声問川（河川敷地を含む。）、大字声問村字サラキトマナイ6651番、6652番に接するサラキトマナイ川（河川敷地を含む。）、大字声問村字サラキトマナイ6649番、6650番に接する西一号川（河川敷地を含む。）、大字声問村所在の大沼（河川敷地を含む。）の区域

③ 平成25年10月1日～平成45年9月30日 (H25. 9. 27 第626号)

《193》① **猿払ポロ沼鳥獣保護区** 260ha〔集団渡来地〕

② 宗谷郡猿払村に所在するポロ沼の水面及び河川敷地の区域

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第619号)

《194》① **兜沼鳥獣保護区** 278ha〔集団渡来地〕

② 天塩郡豊富町字兜沼に所在する兜沼中央排水右岸と北海道旅客鉄道株式会社用地との交点を起点とし、この点から同鉄道用地に沿って同町字上サロベツ713番7との境界線に至り、この点から同地番、1071番1、8、7、7247番、1113番1、5562番3、1、7719番1、5612番1、7720番1、9462番、7867番10、18、9の各地番界の境界に沿って進み、さらにそのまま見通して兜沼幹線排水右岸との交点に至り、この点から同排水及び沼向排水路右岸に沿って進み兜沼サイクリングロードとの交点に至り、この点から同サイクリングロードに沿って兜沼中央排水右岸との交点に至り、この点から同排水右岸に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成25年10月1日～平成45年9月30日 (H25. 9. 27 第626号)

【オホーツク総合振興局管内】

《195》① **滝美鳥獣保護区** 666ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡滝上町に所在する国有林網走西部森林管理署206林班、207林班及び208林班の区域

③ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《196》① **滝奥鳥獣保護区** 709ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡滝上町に所在する国有林網走西部森林管理署西紋別支署143林班のうち、いからるまで、イからトまでの各小班、144林班いからはまでの各小班、145林班いからるまで、イからハまでの各小班的区域及び国道273号の道路敷地のうち、同143林班、145林班を横断する区間の区域

③ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《197》① **紋別鳥獣保護区** 488ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別市に所在する紋別市有林177林班1から26の各小班、178林班1から34の各小班、第179林班1、3から11、13、15、22、35、38、44、45、55、59、63の各小班及び202林班1から17の各小班並びに紋別市大山町4丁目25番3から5までの区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《198》① **コムケ鳥獣保護区** 1, 484ha〔集団渡来地〕

② 紋別市に所在する国道238号と市道小向8線海岸線との東側交点を起点とし、同所から同市道を北に進み同市道終点に至り、同所からオホーツク海なぎさ線を垂直に見通してなぎさ線に至り、同所からなぎさ線を南東に進みコムケ湖口水路との交点に至り、同所から同水路を南西に進み市道コムケ線との西側交点に至り、同所から同市道を南東に進み紋別市沼の上21番1の地番界との交点に至り、同所から直進し同21番1と同34番地の地番界との交点に至り、同所から同34番地の地番界を順次進み同34番地と同35番1の地番界との交点に至り、同所から直進し同35番2の北端に至り、同所から同35番2と同36番2との地番界、同35番2と同36番1の地番界、同35番3と同36番1の地番界を順次進み同35番3の東端に至り、同所から直進し同57番1と同58番2の地番界との交点に至り、同所から同地番界、同57番1と同58番1の地番界、同57番1と同59番3の地番界、同57番3と同59番4の地番界、同57番4と同59番5の地番界、同57番4と同138番4の地番界、同57番3と同138番2の地番界、同57番1と同138番3の地番界、同57番1と同139番地の地番界を順次進み、同139番地の北端に至り、同所から市道シブノツナイ線を垂直に見通して同市道との西側交点に至り、同所から同市道を南西に進み国道238号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《199》① **ひらやま鳥獣保護区** 790ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署2036林班の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日 (R4. 9. 30 第513号)

《200》① **武利鳥獣保護区** 389ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署1088林班及び1089林班の区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9. 29 第461号)

《201》① **上丸鳥獣保護区** 615ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署255林班から257林班までの区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第631号)

《202》① **遠軽鳥獣保護区** 368ha〔特保66ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町字留岡1番、2番、3番、16番、17番、18番、30番、31番、32番、34番1、34番4、41番、42番1、43番、44番、48番、49番、50番、66番、67番、68番1、69番1、70番1、72番1、74番1、75番1、100番、288番の区域（北海道家庭学校用地の区域）〔特保〕道指定遠軽鳥獣保護区のうち、一般民有林網走西部森林計画区74林班6から9、11、12、21、24、25、27、35、39、40、41、45から48、50から52、54小班的区域

③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第634号〔特保 第635号〕)

《203》① **瀬戸瀬鳥獣保護区** 340ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署113林班及び114林班の区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9. 29 第461号)

《204》① **野上鳥獣保護区** 63ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署2林班は、ニ小班及び3林班と、ニ小班的区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日 (R2. 9. 30 第603号)

《205》① **滝の湯鳥獣保護区** 130ha〔特保28ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 北見市に所在する国有林網走中部森林管理署1028林班いからは、イ、ロの各小班的区域〔特保〕道指定滝の湯鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署1028林班ろ小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日 (R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕)

《206》① **幌岩鳥獣保護区** 233ha〔森林鳥獣生息地〕

② 常呂郡佐呂間町に所在する国有林網走中部森林管理署2092林班い、ま、ふ、ロ、ニの各小班及び2093林班及びそれらに囲まれた佐呂間町有地の区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《207》① **キムアネップ鳥獣保護区** 42ha〔集団渡来地〕

② 常呂郡佐呂間町字幌岩に所在する、町道管理番号幌岩1線と幌岩1号線（道路敷

を除く。)との交点を起点とし、この点から幌岩1号線を北西に進みサロマ湖の湖岸線との交点に至り、この点から同湖岸線を北東に進みキムアネツ岬を周回し、さらに湖岸線を南西に進み幌岩川の左岸(河川敷を含む。)との交点に至り、この点から同川左岸を北西に進み幌岩1号線との交点に至り、この点から幌岩1号線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《208》① 円山鳥獣保護区 289ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡湧別町及び常呂郡佐呂間町に所在する国有林網走西部森林管理署111林班、網走中部森林管理署2129林班及び湧別町字計呂地2605番地から2609番地まで並びに佐呂間町字若里960番地の区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《209》① トエトコ鳥獣保護区 374ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡湧別町及び北見市に所在する国有林網走西部森林管理署112林班の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《210》① 栄浦鳥獣保護区 351ha〔特保351ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2300林班いからは、ほからち、わかからつ、イからハ、ホ、への各小班の区域〔特保〕道指定栄浦鳥獣保護区の全域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《211》① 牡蠣島鳥獣保護区 99ha〔森林鳥獣生息地〕

② 北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2297林班に、ほ、へ、との各小班及び同市常呂町字栄浦365番1、2、371番から374番まで、376番から379番まで、384番、386番、387番の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《212》① 若松鳥獣保護区 346ha〔森林鳥獣生息地〕

② 北見市に所在する道有林網走東部管理区74林班、75林班の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《213》① 協成鳥獣保護区 16ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 常呂郡訓子府町字協成271から274及び276の区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《214》① 鹿の子沢鳥獣保護区 430ha〔特保54ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 常呂郡置戸町に所在する国有林網走中部森林管理署23林班のうちイ小班を除く区域及び24林班の区域〔特保〕道指定鹿の子沢鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署23林班に、ぬ、れ、ハ、ニ、へ、チの各小班の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《215》① 呼人鳥獣保護区 151ha〔森林鳥獣生息地〕

② 網走市に所在する国有林網走南部森林管理署126及び127林班並びに網走河川敷地のうちそれらの林班に隣接する区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

《216》① オホーツクの森鳥獣保護区 1,054ha〔森林鳥獣生息地〕

② 網走市に所在する国有林網走南部森林管理署117林班、120林班及び121林班並びに北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2288林班いからすまで、い01からう01まで、イ及びハからチまで、ヌからワまでの各小班の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《217》① チミケツ湖鳥獣保護区 1,427ha〔森林鳥獣生息地〕

② 網走郡津別町に所在する道有林網走東部管理区153林班から156林班まで、159林班、160林班、チミケツ湖の区域

③ 令和3年10月1日～令和23年9月30日(R3.9.28 第631号)

《218》① 木倉岳鳥獣保護区 500ha〔森林鳥獣生息地〕

② 網走郡津別町に所在する国有林網走南部森林管理署2098林班ろからにの各小班、2099林班ろからにの各小班、2102林班ろ小班、2125林班は、に、るの各小班、2126林班は、に、た、その各小班の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《219》① 止別鳥獣保護区 136ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 斜里郡小清水町に所在する国有林網走南部森林管理署356林班い01、は、は01、に、ほ、ほ01、へ、と、と01、ち、り、り01、ぬ、ぬ01、る01、わかからよ、よ01、た、た01、れ01、そからな、な01、ら01、む、む01、う01、の01、お、お01、く、く01、や、や01、ま、ま01、け、け01、ふ、ふ01、こ、こ01、え、え01、て、て01、あ、あ01、さ、さ01、き、き01、ゆ、ゆ01、め、め01、み、み01、し01、ひ、ひ01、も、も01、せ、せ01、す、い、ハからへ、リ、カ、タ、ソからウ、ノ、オ、ケからエ、ア、キからシの各小班及びニクル沼の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《220》① 藻琴山鳥獣保護区 1,112ha〔森林鳥獣生息地〕

② 網走郡美幌町に所在する国有林網走南部森林管理署18林班に、イからハまでの各小班及び網走郡大空町に所在する国有林網走南部森林管理署254林班ろ小班、255林班に、ぬ、わ、か、た、れ及びイの各小班、256林班へ小班、257林班は、ほ、と、り、ぬ、イ、ハからトまでの各小班、258林班ろ、ハの各小班、259林班に、と、

ぬ、れ、そ、つ、む、う、く、や、ロ、ハ、へからヌまで、カ、タの各小班、260林班ろ、は、ほ、り、ぬ、ロからチまでの各小班、261林班はからほまで、ち、イからハまで、ホ、ト、リの各小班、265林班は、イの各小班及び斜里郡小清水町に所在する国有林網走南部森林管理署335林班たからねまで、ハの各小班、336林班はからるまで、わ、か、よ、お、イからヌまでの各小班、346林班ほ、へ、ち、ハの各小班、351林班いからるまで、わ、か、よ、イからチまでの各小班、353林班ろからにまで、へからりまで、イ、ロの各小班の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《221》① 斜里岳鳥獣保護区 151ha〔森林鳥獣生息地〕

② 斜里郡清里町に所在する国有林網走南部森林管理署1100林班の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《222》① 斜里鳥獣保護区 393ha〔森林鳥獣生息地〕

② 斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署1142林班いからてまで、イからルまで、ワからナまで、ラ、ム、ウ、ノ、オの各小班及び1143林班へ、と、り、ぬ、わ、か、つ、う、の、ま、け、イ、ロ、ニ、ト、チからワまで、タ、ソの各小班の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《223》① 女満別鳥獣保護区 94ha〔特保88ha〕〔集団繁殖地〕

② 網走郡大空町に所在する国有林網走南部森林管理署128林班、同林班の北東端から南西端までの網走湖岸に隣接する河川敷地、同町女満別湖南364番2、3、372番3から6まで、382番3、4、391番3、394番5、同町女満別昭和231番2、240番2、250番、251番、並びに同町女満別湖南257番の北東端とJ R北海道石北線鉄道敷地及び国有林網走南部森林管理署128林班界との交点を起点とし、この点から同林班界を10mの幅をとって西に進み同町女満別湖南255番4の地番界との交点に至り、この点から同林班界を10mの幅をとって南に進み同町女満別湖南394番5の地番界との交点に至る区域〔特保〕道指定女満別鳥獣保護区のうち、国有林野網走南部森林管理署128林班及び同林班の北東端から南西端までの湖岸に隣接する河川敷地の区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

《224》① 興部鳥獣保護区 565ha〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡興部町に所在する道有林網走西部管理区116林班及び117林班の区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

《225》① ピヤシリ鳥獣保護区 732ha〔特保48ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 紋別郡雄武町に所在する道有林雄武経営区274林班4、29及び31から33までの各小班、275林班3、4、32及び39の各小班、279林班7小班、280林班3及び4の各小班並びに286林班15小班的区域〔特保〕道指定ピヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区275林班4小班及び280林班4小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

《226》① 駒場鳥獣保護区 29ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 網走市駒場95番1の区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《227》① 御西鳥獣保護区 98ha〔集団渡来地〕

② 紋別郡雄武町字沢木439番3の西端を起点とし、この点から同地番の地番界を北東に進み旧国鉄興浜南線との交点に至り、この点から同線を南東に進み御西川右岸河川敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を南東に進み字沢木39番西側地番界と公衆用道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地を南西に進み旧国道敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を北に進み国道238号敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を北東に進み起点に至る線によって囲まれた区域

③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《228》① オホーツクの村鳥獣保護区 55ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 斜里郡小清水町に所在する字浜小清水63-4の北西端を起点とし、この点から町道オホーツク海岸線道路敷南側境界線を東に進み字浜小清水209-9の北端に至り、この点から同地番の北東側境界線を南東に進み、字浜小清水と字北斗との字界に至り、この点から同字界を南西に進み、続いて西に進み、字浜小清水12001の南側境界線の南西側隅角に至り、この点から字北斗29の南東端を見通す線を進み同地番南東端に至り、この点から字北斗29と字北斗36-3の境界線、字北斗36-4と字北斗36-3との境界線、及び字北斗36-1と字北斗36-3との境界線を順次西に進み、字北斗36-3の北西端に至り、この点から字北斗36-3、35-2、35-3及び35-4の北西側境界線を順次進み、字北斗37-1の北東端に至り、この点から字北斗37-1の東側境界線を南に進み、続いて同地番の南側境界線を西に進み、同地番南西端に至り、この点から、字北斗38-2の南東端を見通す線を進み同地番南東端に至り、この点から同地番の南側境界線、字北斗612の北側境界線及び同境界線の延長線を西に進み字北斗と字浜小清水との字界に至り、この点から同字界を北に進み、続いて東に進み、字浜小清水194-2の東側境界線の延長線との交点に至り、この点から同延長線を北に進み、字浜小清水63-8の南端に至り、この点から同地番、字浜小清水63-9及び字浜小清水63-4の南西側境界線を順次北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第570号)

《229》① 五鹿山鳥獣保護区 47ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 紋別郡湧別町字北兵村二区107番地1、2、108番地1、131番地1、318番地1、3、219番地1、2、4から9までに所在する五鹿山公園の区域

③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

- 《230》① **本沢鳥獣保護区** 88ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 北見市本沢705番の1に所在する北見市有林54林班1から6まで、12から15まで、17から19までの各小班の区域
③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

- 《231》① **能取湖鳥獣保護区** 5,820ha〔集団渡来地〕
② 網走市宇能取の能取湖の水面の区域
③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第570号)

- 《232》① **北見美国鳥獣保護区** 287ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 北見市東相内に所在する無加川左岸(河川敷地含む)と西十五号を起点とし、この点から西十五号を南に進み南二線との交点に至り、この点から南二線を西に進み西十九号との交点に至り、この点から西十九号を北に進み無加川右岸(河川敷地含む)との交点に至り、この点から無加川右岸(河川敷地を含む)を西に進み西二十号との交点に至り、この点から西二十号を北に進み無加川左岸(河川敷地含む)に至り、この点から無加川左岸を東に進み起点に至る区域
③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

- 《233》① **神の子池鳥獣保護区** 624ha〔森林鳥獣生息地〕
② 斜里郡清里町に所在する国有林網走南部森林管理署1016林班及び1017林班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《234》① **涛釣沼鳥獣保護区** 78ha〔集団渡来地〕
② 斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署1141林班ぬ小班南東端を起点とし、この点から南に進みウエンベツ川河川区域の南側境界を北西に延長した線との交点に至り、この点から同線を南東に進み同河川区域の北西側端点に至り、この点から涛釣沼河川区域の南端を見通した線を南西に200メートルの地点に進み、この点から同町字大栄14番1の西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より100メートル線界との交点に至り、この点から同境界を西に進み同町字大栄14番2の西側地番界を北に延長した線との交点に至り、この点から同線を北に進み同町字大栄13番4の北端から同町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を西北西に380メートルの地点に進み、この点から国有林網走南部森林管理署1135林班た小班の北西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より100メートル線界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み斜里郡小清水町字別307の北東端から斜里町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を東北東に75メートルの地点に進み、この点から同町字大栄1番20の東端を見通した線を北に進み同町字大栄2番2の南西端から同町字大栄2番1の南端を見通した線との交点に至り、この点から同線を北西に進み国有林網走南部森林管理署1141ぬ小班南側林班界との交点に至り、この点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

【十勝総合振興局管内】

- 《235》① **糠平湖鳥獣保護区** 822ha〔特保665ha〕〔集団渡来地〕
② 河東郡上士幌町に所在する糠平湖満水時(常時満水位)の水面の区域
〔特保〕道指定糠平湖鳥獣保護区のうち、国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署141林班境界標山21号から国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署47林班境界標山260号を見通して糠平湖満水時(常時満水位)(以下「糠平湖」と省略する。)の水面の区域との交点を起点として、この見通し線を西に進み、糠平湖の水面の区域との交点に至り、この点から糠平湖の水面の区域を北に進み、国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署60林班境界標山99号から国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署162林班境界標山141号を見通して糠平湖の水面の区域との交点に至り、この見通し線を北東に進み、糠平湖の水面の区域との交点に至り、この点から糠平湖の水面の区域を南に進み起点に至る区域
③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号〔特保 第674号〕)

- 《236》① **伏美鳥獣保護区** 318ha〔森林鳥獣生息地〕
② 河西郡芽室町伏美29線70-14番の北東端を起点とし、この点から東に同線69-16番、伏美70-19番、69-9番、伏美27線72-13番、71-25番、伏美26線70-6番、68-3番、上美生13線75-3番、75-1番、上美生12線74番の北側地番界を順に進み、上美生12線73番の北端に至り、上美生12線71番、69番、67番、65-1番、63-2番、63-1番、61-2番、61-1番の西側地番界を北に順に進み、上美生12線59-3番の北端に至り、上美生11線60-2番、59-2番の北側地番界を東に順に進み、上美生10線60-2番の北東端に至り、上美生10線62-1番、64-4番、64-5番の東側地番界を南に順に進み、上美生10線64-8番の南端に至り、上美生10線64-14番、64-7番、64-11番の南側地番界を西に順に進み、上美生10線64-1番の西端に至り、上美生11線65-3番、65-1番、67番、69番の東側地番界を南に順に進み、上美生11線71の南端に至り、その点から南側地番界を西に進み、上美生11線72番の南端に至り、上美生11線74番、76-1番、78-1番、80-1番の東側地番界を南に順に進み、上美生11線80-4番の南端に至り、この点から南側地番界を西に進み、上美生12線79-4番の西端に至り、その点から上美生12線70-3の東側地番界を南に進み、上美生12線70-1番の南端に至り、この点から地番境界を西に進み、伏美26線69-1番の西端に至り、伏美26線72-1番の東側地番界を南に進み、伏美26線74-1番の南端に至り、伏美27線73-2番、73-1番の南側地番界を西に順に進み、伏美26線73-13番の西端に至り、伏美27線76番の南側地番界を南に進み、同地番南端へ至り、伏美28線73-5番、74-3番、伏美29線73-4番、74-15番の南側地番界を西に順に進み、伏美29線74-19番の西端に至り、伏美29線74-17番、74-18番、72-7番、72-6番、70-14番の西側境界を北に順に進み、起点に至る線に囲まれた区域

- ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《237》① **大丸山鳥獣保護区** 510ha〔森林鳥獣生息地〕
② 広尾郡広尾町に所在する広尾町有林31林班から36林班までの区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《238》① **勇足鳥獣保護区** 387ha〔森林鳥獣生息地〕
② 中川郡本別町に所在する民有林十勝東部地域森林計画区のうち、131、134、135林班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《239》① **常室鳥獣保護区** 392ha〔特保31ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 十勝郡浦幌町に所在する道有林十勝管理区14林班04、22、55、56、66から74まで、97、99の各小班、36林班、37林班の区域〔特保〕道指定常室鳥獣保護区のうち、道有林十勝管理区36林班05小班的区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

- 《240》① **新得山鳥獣保護区** 574ha〔森林鳥獣生息地〕
② 上川郡新得町に所在する十勝地域森林計画区32林班、33林班、34林班1から14までの各小班、35林班3から8まで、10から12まで、15、16、19から21までの各小班及び35林班に所在する新得山スキー場敷地(敷地内に所在する35林班6小班を除く。)、36林班1、2、4から6まで、12、22から24までの各小班及び36林班に所在する上川郡新得町字新得9番1、9番4、9番7、9番20の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《241》① **湧洞鳥獣保護区** 767ha〔特保411ha〕〔集団渡来地〕
② 広尾郡大樹町に所在するキモントウ沼の水面の区域及び中川郡豊頃町に所在する道道湧洞沼線東端を起点とし、この点からなぎさ線を見通し、なぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を南西に進み大樹町との町界線との交点に至り、この点から同町界線を北西に進みユウトン2号沢との交点に至り、この点から豊頃町湧洞1311番の地番界(湧洞沼側)を北東に進みユウトン3号沢との交点に至り、この点から一般民有林十勝森林計画区198林班1及び197林班1の各小班界を北東に進み豊頃町湧洞1号線との交点に至り、この点から同号線を北東に進み道道湧洞沼線との交点に至り、同道道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域〔特保〕道指定湧洞鳥獣保護区のうち、湧洞沼及びキモントウ沼の水面の区域
③ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

- 《242》① **大津鳥獣保護区** 278ha〔特保116ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 中川郡豊頃町に所在する道有林十勝管理区316林班の区域〔特保〕道有林十勝管理区316林班04、05、09、11、12、51から57まで、59、70の各小班的区域
③ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第574号〔特保 第573号〕)

- 《243》① **依田鳥獣保護区** 24ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 中川郡幕別町字依田に所在する町道日新線と町道温泉北通との交点を起点とし、この点から町道温泉北通を東に進み町道札内高台線との交点に至り、この点から町道札内高台線を南に進み同町道と十勝西部森林計画区94林班30小班及び50小班界見通し線との交点に至り、この点から同見通し線を西に進み十勝西部森林計画区94林班50小班界との交点に至り、この点から同森林計画区94林班50、30、21及び112小班界を進み同小班界と同森林計画区94林班113小班界との交点に至り、この点から西方見通し線を進み同森林計画区94林班12小班界との交点に至り、この点から同小班界を進み同森林計画区94林班9小班との交点に至り、この点から同森林計画区94林班9、7及び6小班界並びに同小班界見通し線を南に進み同森林計画区94林班34小班界との交点に至り、この点から同小班界並びに同小班界見通し線を南に進み同森林計画区94林班2小班界との交点に至り、この点から同小班界及び1小班を進み町道幕別温泉南通との交点に至り、この点から西に進み同森林計画区94林班2小班界との交点に至り、この点から2、3及び5小班界を進み町道日新線との交点に至り、この点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれる区域
③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号)

- 《244》① **稲穂鳥獣保護区** 29ha〔集団繁殖地〕
② 十勝郡浦幌町字稲穂1番、2番、3番、4番及び6番の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《245》① **岩内鳥獣保護区** 674ha〔森林鳥獣生息地〕
② 帯広市岩内町内に所在する十勝地域森林計画区の49林班の北端を起点とし、この点から南に49林班の境界に沿って進み、53林班境界との交点に至り、この点から東に進み53林班28小班的北東端に至り、53林班28小班及び62小班的東側境界を順に進み、62小班的南側に位置する28小班的南端に至り、28小班的南側境界を西に進み、60小班的東端に至り、26小班、16小班、19小班、46小班、45小班、20小班、49小班、31小班、1小班、22小班、34小班的東側境界を順に進み、35小班的南端に至り、54林班5小班、117小班的南東側境界を南西に進み、7小班的南端に至り、70小班的南西側境界を北西に進み、95小班的西端に至り、69小班、62小班的西側境界を北に進み、61小班的北端に至り、38小班、57小班、66小班、74小班、54小班、55林班68小班、67小班、103小班的南側境界を順に進み、90小班的南西端に至り、90小班的西側境界を北に進み、88小班的北西端に至り、58小班的南側境界を西へ進み、55林班の西側境界との交点に至り、この点から55林班の西側境界に沿って北に進み、61小班的北西端に至り、55林班北側境界に沿って東に進み、49林班の西側境界との交点に至り、この点から49林班の西側境界に沿って北に進み、起点に至る線に囲まれた区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《246》① 清見鳥獣保護区 73ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 中川郡池田町字清見144番47の北東端を起点とし、この点から144番47、144番45、144番43、144番54、144番110、144番111、144番57、144番58、144番19、144番1、144番17、144番26、144番42の東側地番界を南に順次進み144番42の南端に至り、この点から144番26、144番34、144番56、144番83、144番91の東側地番界を南に順次進み144番91の南端に至り、この点から144番83、144番69の東側地番界を南へ順次進み144番69の南東端へ至り、この点から144番69、144番75の南側地番界を西に順次進み144番75の南西端に至り、この点から144番75の西側地番界を北東に進み144番77の南端に至り、この点から144番77、144番76、144番78、144番79、144番80の西側地番界を北東に順次進み144番80の北端に至り、この点から144番82の西端とを結ぶ線を直進し144番82の西端に至り、この点から144番82、144番83、144番84の西側地番界を北に進み144番85の南端に至り、この点から144番85、144番34、144番26、144番17、144番18、144番19、144番104、144番103、144番20、144番21、144番22、144番23の西側地番界を北に順次進み144番23の北西端に至り、この点から144番23の北側地番界を東に進み144番23の北東端に至り、この点から144番47の北西端とを結ぶ線を直進し144番47の北西端に至り、この点から144番47の北側地番界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
- ③ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第650号)

《247》① ホロカヤントウ鳥獣保護区 65ha〔特保65ha〕〔集団渡来地〕

- ② 広尾郡大樹町字晩成に所在するホロカヤントウ沼の水面の区域
〔特保〕大樹町字晩成に所在するホロカヤントウ沼の水面の区域
- ③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号〔特保 第635号〕)

《248》① 九州大学演習林鳥獣保護区 3,710ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 足寄郡足寄町に所在する九州大学農学部附属演習林北海道演習林1林班から30林班までの区域一円
- ③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号)

《249》① 広内鳥獣保護区 59ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 上川郡新得町に所在する北海道立畜産試験場用地(民有林21林班3から9小班まで)の区域
- ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《250》① 新嵐山鳥獣保護区 240ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 河西郡芽室町中中生2線42番3、4、7、14、21、23、26、43番1、44番1から3まで、7、8、10、18、45番1、5、7、8、13、46番8、9、16、同3線40番9から15まで、41番1から8番まで、42番1、43番2から7まで、同4線37番21から23まで、25、26、31、33、38、39、44から53まで、57、60、62、同5線34番1、21、23、24、27、28、32から47及び同6線32番1、44番1から5、11の区域
- ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《251》① 留真飛田鳥獣保護区 807ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 十勝郡浦幌町字留真に所在する民有林33林班(2から4、28の各小班を除く。)、34林班(5、6の各小班を除く。)、74林班6、8、24、27、38の各小班、75林班(2から25の各小班を除く。)、76林班(1から12、107の各小班を除く。)、78林班、79林班(52から58、62の各小班を除く。)、80林班(1、2、30、62、63の各小班を除く。)の区域
- ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《252》① 国見山鳥獣保護区 66ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 河東郡音更町及び河西郡芽室町に所在する国有林十勝西部森林管理署389林班、390林班の区域
- ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《253》① 狩勝鳥獣保護区 41ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 上川郡新得町に所在する一般民有林十勝森林計画区新得町53林班13小班の北端を起点とし、この点から同小班、同林班53小班の林班界を順次南東に進み同小班東端に至り、同所から同林班界を南西に進み同小班南端と町道狩勝線との交点に至り、この点から町道狩勝線を南東に進み同林班50小班との交点に至り、この点から同小班北端を見通した線を北東に進み同小班北端に至り、同小班界を南東に進み同小班東端に至り、同所から同林班51小班の北端を見通した線を南西に進み同小班北端に至り、同小班界を南東に進み同小班の東端に至り、同所から同林班58小班東端を見通した線を南西に進み同小班東端に至り、同小班、同林班59小班、66小班界を順次南西に進み同林班62小班との交点に至り、この点から同小班界を東に進み同小班東端に至り、同所から同小班、同林班64小班界を順次南西に進み同小班南端に至り、同所から同林班界を北西に進み同小班西端に至り、同所から同50林班24小班南東端を見通した線を南西に進み同小班の南東端に至り、同小班界を南西に進み同小班と同林班51小班との交点に至り、この点から同小班界を南東に進み同小班東端に至り、同所から同小班界を南西に進み同小班南端に至り、同所から同林班19小班北端を見通した線を北に進み同小班の北端に至り、同所から同小班、同林173小班、46小班界を順次東に進み同小班東端に至り、同所から同53林班58小班の西端を見通した線を南東に進み同小班西端に至り、同所から起点を見通した線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域
- ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《254》① 宮の森鳥獣保護区 90ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署1038林班へ、と、ち、り小班、1070林班い、ろ、は、は、01、に、ハ小班の区域
- ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《255》① 東山鳥獣保護区 89ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 十勝郡浦幌町に所在する一般民有林十勝森林計画区浦幌町208林班(38小班を除く。)、209林班1から6まで、15から17まで、60、65、66小班の区域
- ③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《256》① 糠平鳥獣保護区 433ha〔特保34ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班、54林班、55林班の区域〔特保〕道指定糠平鳥獣保護区のうち、国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班い、はの各小班の区域
- ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《257》① 然別鳥獣保護区 1,803ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 河東郡上士幌町及び鹿追町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署216林班、2163林班、2164林班、2166林班い、2167林班、2168林班及び然別湖の区域
- ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《258》① トムラウシ鳥獣保護区 607ha〔特保98ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 上川郡新得町屈足トムラウシ284番地及び同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1182林班、1188林班、1189林班、1221林班は、この各小班、1222林班は、イの各小班の区域〔特保〕道指定トムラウシ鳥獣保護区のうち、上川郡新得町屈足トムラウシ284番地及び同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1189林班は小班の区域
- ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《259》① 雁舟川鳥獣保護区 503ha〔特保52ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署2015林班及び2031林班区域(国有林十勝西部森林管理署2015林班のうち、い及びい01小班を除く区域。)[特保]広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署2031林班に小班の区域
- ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

《260》① 義経山鳥獣保護区 421ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 中川郡本別町に所在する国有林十勝東部森林管理署205林班いからい02の各小班、206林班いからは、ロの各小班、207林班の区域〔特保〕道指定義経山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署205林班いからい02の各小班の区域
- ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《261》① 雌阿寒鳥獣保護区 508ha〔特保115ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 足寄郡足寄町に所在する国有林十勝東部森林管理署55林班タ小班及び56林班の区域〔特保〕道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署56林班の及びほの各小班の区域
- ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

《262》① 鹿山鳥獣保護区 521ha〔特保66ha〕〔森林鳥獣生息地〕

- ② 足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署1065林班、1068林班の区域〔特保〕道指定鹿山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署1068林班いからは、イ、ハの各小班の区域
- ③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《263》① 瓜幕鳥獣保護区 488ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 河東郡鹿追町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2145林班い、い1、い2、ろ、は、は、は1、は2、は3、に、ほ、ほ1、ほ2、ほ3、ほ4、イ、ロ、ハ、ニの各小班並びに2147林班の区域
- ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

《264》① 萌和山鳥獣保護区 286ha〔森林鳥獣生息地〕

- ② 広尾郡大樹町字萌和453番地1の区域
- ③ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第574号)

《265》① オサルシ鳥獣保護区 340ha〔身近な鳥獣生息地〕

- ② 河東郡音更町字長流枝5番1の北東端を起点とし、同所から同5番1の東側地番界を南に直進し、中川郡池田町との境界線との交点に至り、同所から音更町字長流枝5番1の南側地番界を西に進み、同5番1と同4番4の地番界との交点に至り、同所から同4番4の南側地番界、同4番3の南側地番界、同4番2の南側地番界、同4番1の南側及び西側地番界を順次進み同4番1の北西端に至り、同所から直進し同4番5の南西端に至り、同所から同4番5の西側及び北側地番界、同4番6の北側地番界、同4番7の北側地番界を順次進み同4番7と同4番8の地番界の北東端に至り、同所から直進し同4番9と同4番10の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同地番界の北端に至り、同所から直進し同4番11と同4番17の地番界との交点に至り、同所から同地番界を進み同地番界の北端に至り、同所から直進し、同4番11と同4番12の地番界を垂直に横断して同5番1と同4番12の地番界との交点に至り、同所から同5番1の西側地番界を北に進み、同5番1と同4番12の北側地番界に至り、同所から国有未開地を直進し、同5番1に至り、同所から同地番界を北に進み、同5番1と同5番42の地番界の北端に至り、同所から同5番1と同5番19の地番界、同5番11と同5番26の地番界、同5番1と同5番20の地番界、同5番1と同5番45の地番界を順次進み同5番45の東端に至り、同所から同5番45と同5番5の地番界を北に進み、同5番20と同5番45の交点に至り、同所を東に進み同5番1と同5番21の地番界との交点に至り、同所から同5番1の北側地番界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域
- ③ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29.9.29 第570号)

【釧路総合振興局管内】

- 《266》① **茶路鳥獣保護区** 403ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 一般民有林釧路森林計画区の区域内の白糠郡白糠町に所在する36林班から38林班までの区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《267》① **京都大学北海道研究林白糠区鳥獣保護区** 801ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 白糠郡白糠町に所在する国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター北海道研究林白糠区1林班から8林班までの区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《268》① **上茶路鳥獣保護区** 491ha〔特保75ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 白糠郡白糠町に所在する国有林根釧西部森林管理署1057林班から1059林班まで及び1064林班の区域〔特保〕道指定上茶路鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署1058林班の区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

- 《269》① **シュンクシカラ鳥獣保護区** 552ha〔特保12ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 釧路市に所在する国有林根釧西部森林管理署2025林班の区域〔特保〕道指定シュンクシカラ鳥獣保護区のうち、シュンクシカラ湖水面の区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号〔特保 第803号〕)

- 《270》① **阿寒湖鳥獣保護区** 8,812ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 釧路市に所在する国有林根釧西部森林管理署2149林班、2150林班及び民有林74林班から152林班まで並びにジュンサイ沼、ひょうたん沼及び阿寒湖の水面の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《271》① **ペンケト一鳥獣保護区** 515ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 釧路市阿寒町に所在する国有林根釧西部森林管理署2123林班の区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号)

- 《272》① **阿寒鳥獣保護区** 5,340ha〔希少鳥獣生息地〕
 ② 釧路市に所在する国道240号と道道雄別釧路線との交点を起点とし、この点から同道道を北に進み市道大正道路との交点に至り、この点から同市道を北東に進み市道徹別道路との交点に至り、この点から市道徹別道路を北に進み国道274号との交点に至り、この点から同国道を南東に進み国道240号との交点に至り、この点から国道274号を東に進み市道オリョマップ道路との交点に至り、この点から市道オリョマップ道路を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同道道を西に進み阿寒川との交点に至り、この点から同川左岸を南に進み道道釧路阿寒自転車道線との交点に至り、この点から同道道を南に進み釧路市阿寒町と同市桜田との境界に至り、この点から同境界を南に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《273》① **久著呂鳥獣保護区** 457ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 川上郡標茶町に所在する国有林根釧西部森林管理署4475林班及び4479林班の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《274》① **京都大学研究林標茶区鳥獣保護区** 1,434ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 川上郡標茶町に所在する京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション北海道研究林1林班、2林班(旧河川敷を除く)、3林班から11林班の区域
 ③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21.9.29 第661号)

- 《275》① **鱒別鳥獣保護区** 20ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 一般民有林釧路根室森林計画区の区域内の川上郡弟子屈町字鱒別に所在する15林班5から23までの各小班及び31小班的区域
 ③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

- 《276》① **屈斜路鳥獣保護区** 396ha〔特保69ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 川上郡弟子屈町に所在する国有林根釧西部森林管理署4181林班いからに及びハの各小班、4182林班い、い1、ろ、ろ1、ニ及びホの各小班並びに4183林班いからに、に1、ほ、へ、ホ及びりからワの各小班的区域〔特保〕道指定屈斜路鳥獣保護区のうち国有林根釧西部森林管理署4182林班い及びい1小班的区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《277》① **屈斜路湖鳥獣保護区** 8,524ha〔特保7,959ha〕〔集団渡来地〕
 ② 川上郡弟子屈町に所在する屈斜路湖水面並びに国有林根釧西部森林管理署4305から4307林班までの区域〔特保〕屈斜路湖鳥獣保護区のうち、公有水面の区域
 ③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号〔特保 第660号〕)

- 《278》① **尾幌十条鳥獣保護区** 387ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 厚岸郡厚岸町に所在する日本製紙株式会社社有林38林班、39林班1から4、8、11、14、15、20の各小班、40林班1から6まで、10から12までの各小班、41林班の区域
 ③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《279》① **厚岸鳥獣保護区** 120ha〔特保58ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 厚岸郡厚岸町に所在する道有林釧路管理区1林班01から03まで、06、11、12、15、16、48、51、52、54から67まで及び95の各小班、同町愛冠6番地並びに国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実

- 験所の区域〔特保〕道指定厚岸鳥獣保護区のうち、道有林釧路管理区1林班02、03、06、11、12、48の各小林班及び国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所の区域
 ③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《280》① **子野日鳥獣保護区** 16ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 厚岸郡厚岸町に所在する子野日公園(奔渡6丁目8番地から10番地及び305番地)の区域
 ③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《281》① **尾幌鳥獣保護区** 483ha〔特保31ha〕〔森林鳥獣生息地〕
 ② 釧路郡釧路町に所在する国有林根釧西部森林管理署7林班のうち、ロからホまでの各小班を除く区域〔特保〕道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署7林班ほからりまで、わ及びわ1の各小班的区域
 ③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9.29 第461号〔特保 第462号〕)

- 《282》① **貫人鳥獣保護区** 331ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 一般民有林釧路森林計画区の区域内の厚岸郡浜中町に所在する36林班1、4から10までの各小班、37林班1から4までの各小班、38林班1から3までの各小班、39林班1から15まで、17から21まで、23、25から36まで、38の各小班的区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《283》① **駒牧高谷鳥獣保護区** 111ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 釧路市青山4番地の3の区域
 ③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

- 《284》① **春探湖鳥獣保護区** 74ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 釧路市春探、柏木町、千歳町及び春湖台に所在する都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市公園施設である春探公園の区域並びに同市春探1丁目209番5号から7号まで及び春探3丁目221番の区域
 ③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号)

- 《285》① **キナシベツ原原鳥獣保護区** 66ha〔希少鳥獣生息地〕
 ② 釧路市音別町直別3番、25番、26番、27番1、28番、同市音別町直別原野基線1番、2番1、3番、4番1、2、7番1、3、4、同市音別町直別原野東1線2番、4番、8番1及びこれらに隣接する道路敷地
 ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第602号)

【根室振興局管内】

- 《286》① **緑ヶ丘鳥獣保護区** 57ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 標津郡中標津町丸山2丁目8番1の南端を起点とし、この点から同番地の境界線に沿って北西に進み丸山4丁目1番2との交点に至り、この点から丸山4丁目3番9の西端と同町北中4番7との交点に見通し線で西に進み同交点に至り、この点から北中4番5の南端に見通し線で北西に進み同交点に至り、この点から北中4番5と同4番2の境界線及びこの延長線を見通し線で北東に進み同3番3の西端との交点に至り、この点から北中3番3と同3番12及び同3番20との境界線及びこの延長線を南東に進み丸山3丁目1番10との交点に至り、この点から丸山3丁目1番10と同4丁目1番5の境界線を南西に進みミドリ川河川敷地との交点に至り、この点から河川敷地界を南に進み丸山2丁目8番7の南端に至り、この点から見通し線で南西に進み起点に至る線に囲まれた区域
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

- 《287》① **望郷台鳥獣保護区** 41ha〔身近な鳥獣生息地〕
 ② 目梨郡羅臼町礼文町に所在する民有林17林班の2小班、3小班、5小班、7小班、11小班から13小班、16小班、19小班、20小班、22小班、25小班、26小班、28小班、30小班、31小班、33小班、35小班、42小班、46小班から49小班及び町立林間広場キャンプ場の区域
 ③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

- 《288》① **茨歌沼鳥獣保護区** 229ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 野付郡別海町本別海4番1、2、47から52まで、84から89まで、103から105まで、5番1、3、84から99まで、101から105まで、同町床丹6番3、52から54まで、56及び同町本別海4番1の西端と5番1の北端を結んだ線から4番49の南端と5番105の東端を結んだ線までの区間の西丸別川並びに茨歌沼の区域
 ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

- 《289》① **根室丹根沼水源地鳥獣保護区** 467ha〔特保152ha〕〔集団渡来地〕
 ② 根室市牧の内146番6、10、11、17、150番1、2、154番1、3から6まで、8、155番1、156番1、157番1及び158番1の区域〔特保〕道指定根室丹根沼水源地鳥獣保護区のうち、根室市牧の内146番10、154番3から5まで、155番1、156番1、157番1及び158番1、並びに同146番11のうち釧路根室地域森林計画根室市18林班23小班的区域及び同146番17のうち同18林班23小班的区域
 ③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

- 《290》① **長節鳥獣保護区** 267ha〔森林鳥獣生息地〕
 ② 根室市字長節に所在する国有林根釧東部森林管理署1002林班及び同林班に介在する長節湖の区域
 ③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《291》① **温根沼鳥獣保護区** 517ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 根室市に所在する国有林根釧東部森林管理署1010林班いからる、わ、か、お、イ及びハの各小班、1011林班並びに1012林班の区域〔特保〕道指定温根沼鳥獣保護区のうち国有林根釧東部森林管理署1011林班ろ、ハ及びニの各小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《292》① **養老牛鳥獣保護区** 489ha〔特保77ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 標津郡中標津町に所在する国有林根釧東部森林管理署443林班並びに444林班の区域〔特保〕道指定養老牛鳥獣保護区のうち国有林根釧東部森林管理署444林班い小班の区域
③ 令和6年10月1日～令和26年9月30日(R6.9 告示予定)

- 《293》① **伊茶仁鳥獣保護区** 414ha〔森林鳥獣生息地〕
② 標津郡標津町字伊茶仁に所在する国指定の天然記念物「標津湿原」(96番地の1を除く)及び国指定の史跡「標津遺跡群伊茶仁カリウス遺跡」の区域
③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

- 《294》① **望ヶ丘森林公園鳥獣保護区** 47ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 標津郡標津町南7条西2丁目1番2から4まで、6から12まで、同南7条西3丁目1番2から7まで、2番1から4まで、3番1及び同町字標津1326番177の区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

- 《295》① **初田牛鳥獣保護区** 86ha〔特保43ha〕〔希少鳥獣生息地〕
② 根室市に所在する根室森林計画区40林班3、20、152の各小班、45林班1から3の各小班、75林班16小班及び前記各小班に接する別当賀川(河川敷地を含む。)の区域〔特保〕道指定初田牛鳥獣保護区のうち、根室森林計画区40林班3、20、152の各小班、75林班16小班及び前記各小班に接する別当賀川(河川敷地を含む。)の区域
③ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

【 特定猟具使用禁止区域 】

【空知総合振興局管内】

- 《1》① **暁沼特定猟具使用禁止区域** 7ha
② 銃器
③ 空知郡南幌町字南幌町809番3から7までの区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第575号)

- 《2》① **北村特定猟具使用禁止区域** 7ha
② 銃器
③ 岩見沢市北村豊里941番、942番、1090番から1097番まで、1099番、1100番の区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

- 《3》① **浦臼特定猟具使用禁止区域** 63ha
② 銃器
③ 樺戸郡浦臼町字黄白内に所在する国道275号と浦臼町道13号との交点を基点とし、この点から同町道を南東に770m進み用水路との交点に至り、この点から同用水路を南西に進み同町字キナウスナイ188番地54と同188番地86の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、この点から同農道を南東に進み町道中島線との交点に至り、この点から同町道を南西に進み同188番地189と同188番地181の地番界との交点に至り、この点から同地番界、同188番地180と同188番地189の地番界、同188番地12と同188番地180の地番界を順次、北西、南西、北西、南西に進み鶴沼川との交点に至り、この点から同川左岸を南西に進み同196番地558と同196番地26の地番界の見通線との交点に至り、この点から同見通し線、同地番界を北西に進み農道との交点に至り、この点から同農道を北西に進み町道沼見線との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道275号との交点に至り、この点から同国道を北東に進み基点に至る線に囲まれた区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

- 《4》① **砂川特定猟具使用禁止区域** 56ha
② 銃器
③ 砂川市豊沼町57番1から3まで、58番、59番1から3まで、60番、61番1、2、62番1から3まで、63番、64番1から4まで、65番1から3まで、66番、67番1から3まで、68番、69番、70番1、3、71番1、72番、339番1から3まで、同市西豊沼町211番1、212番、空知郡奈井江町字奈井江435番1、2、437番、440番地1、2の区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第633号)

- 《5》① **爾波山特定猟具使用禁止区域** 99ha
② 銃器
③ 空知郡奈井江町字東奈井江59番地3、4、7、232番地3及び4の区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

- 《6》① **神威岳特定猟具使用禁止区域** 160ha
② 銃器
③ 歌志内市内に所在する道有林空知管理区213林班3小班の一部、5小班、92小班の一部、94、95、98の各小班、214林班1小班、7小班の一部、20小班、25、26、52、53の各小班の一部、54小班、71小班の一部、72小班、93小班の一部、95、98の各小班的区域

- ④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

- 《7》① **旭特定猟具使用禁止区域** 136ha
② 銃器
③ 芦別市に所在する国有林空知森林管理署3100林班、3101林班の区域
④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第515号)

- 《8》① **野花南湖特定猟具使用禁止区域** 72ha
② 銃器
③ 芦別市に所在する野花南ダムの堤体と空知川右岸の交点を始点として、この点から堤体を南西に進み同川左岸との交点に至り、この点から同川左岸を上流に進み、芦別市道野花南天狗の鼻線を北側に見通した線との交点に至り、この点から北北東に進み同川と天狗の山川との合流点に至り、この点から空知川右岸を下流に進み始点に至る線に囲まれた水面(野花南湖)の区域
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第633号)

- 《9》① **清陵特定猟具使用禁止区域** 18ha
② 銃器
③ 夕張市清水沢清陵町199番地の1の北西端と夕張川左岸河川区域界との交点を起点とし、この点から同界を南に進み同町77番地の西端に至り、この点から南清水沢4丁目107番地8の北端に至り、この点から同川右岸河川区域界を北に進み同町2丁目6番地の北東端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

- 《10》① **皆楽特定猟具使用禁止区域** 27ha
② 銃器
③ 樺戸郡月形町字新生19番の東端と旧石狩川左岸河川区域界との交点を起点とし、この点から同界を西に進み同字10番2の東端に至り、この点から同町字皆楽町1516番1の東端に至り、この点から同川右岸河川区域界を東に進み同町3839番の南端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

- 《11》① **月ヶ湖特定猟具使用禁止区域** 41ha
② 銃器
③ 樺戸郡月形町字篠津原野1895番、1896番の一部、同町字当別原野417番2の一部、町道北18号道路敷地の一部及び大沼、小沼の河川敷地(月ヶ湖)に位置する北海道自然環境等保全条例第22条の月ヶ湖学術自然保護地区の区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29.9.29 第571号)

- 《12》① **南幌親水公園特定猟具使用禁止区域** 66ha
② 銃器
③ 空知郡南幌町277番1及び2、278番1から9まで、541番1、541番5から7まで、541番10、541番12、541番15から18まで、806番10、806番11、806番18、806番19、1068番5、1221番7、1221番8、1221番12、1257番2、1360番、1411番1、1412番、3805番、3826番、字幌向原野911番1、911番2、911番4、911番5、912番2、913番1から4まで、914番1、914番3から6まで、915番1から4まで、916番4、939番2、939番6から14まで、1099番1から5まで、1100番1、1100番3から6まで、1221番1から6まで、1221番11、字中樹林1708番1及び2、1709番、1710番から1713番まで、1714番1及び2、1715番1及び2、1716番1から3まで、1717番、2296番1から5まで並びにこれらの地番に介在する普通河川敷地の区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29.9.29 第571号)

- 《13》① **丹羽沼・鶴田沼特定猟具使用禁止区域** 23ha
② 銃器
③ 雨竜郡雨竜町に所在する丹羽の沼河川敷地及び隣接する字伏古47番115並びに鶴田の沼河川敷地及び隣接する字尾白利加94番150、160、161、170の区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第575号)

- 《14》① **ネシコシ特定猟具使用禁止区域** 36ha
② 銃器
③ 千歳市中央及び夕張郡長沼町馬追原野に所在するネシコシ排水路(排水路敷地を含む)のうち、千歳市道根志越第2道路(鶴沼橋)と道道馬追原野北信濃線(大学橋)とに挟まれた区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

- 《15》① **上幌特定猟具使用禁止区域** 0.33ha
② 銃器
③ 岩見沢市栗沢町上幌1123番地7の区域
④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日(H27.9.29 第649号)

- 《16》① **古山ため池特定猟具使用禁止区域** 28ha
② 銃器
③ 夕張郡由仁町古山417、418-1、419、426、428-1、431-1、439、440番地及び431-1、439、440番地に囲まれた河川敷地並びに417、418-1、419、420、422、426、428-1番地に囲まれた河川敷地の区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第575号)

- 《17》① **晩翠遊水地特定猟具使用禁止区域** 140ha
② 銃器

【特定猟具使用禁止区域 石狩・後志】

③ 空知郡南幌町に所在する晩翠遊水地（空知郡南幌町175番1から3、5、8、9、12から15、18、22から24、26、27、30から32、37から44、47から51、54から59、61、176番9から12、232番1から7、325番1から3、326番1から3、337番3から5、7、11から15、340番1、2、4から6、11、28から30、345番1、349番1から4、12から14、520番3、5、6、8から14、540番1から7、541番9、13、14、19、20、593番4、6、7、12、14、652番3、660番4から6、769番1、4から7、806番1、5から9、12、14、20から22、807番14から17、817番1、5、6、11から13、833番1、2、5、7、862番1、4から6、866番1、7から11、872番1、2、916番11、1027番2から5、7、23から25、27、28、31から33、37、39から42、1028番29、1221番13、14、15及び同町字幌向原野407番7、650番1、3から16、652番1、2、4から8、870番1、3から7、874番8、14から19、916番2、11、929番1、4から6、939番15、942番1、5、6）の区域
④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9.30 第605号）

【石狩振興局管内】

《18》① **江別市朝日町特定猟具使用禁止区域** 18ha

② 銃器
③ 江別市朝日町に所在する千歳川右岸河川敷地境界標R19を起点として、この点から同河川敷と民有地との境界を境界標と境界標を結ぶ線に沿って東に進み同河川敷地境界標R33に至り、この点から千歳川左岸河川敷地境界標L68-1を見通した線を南西に進み千歳川右岸に至り、この点から同川右岸を北西に進み境界標R19から千歳川左岸河川敷地境界標L58-2を見通した線との交点に至り、この点から北東に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9.28 第651号）

《19》① **世田豊平川特定猟具使用禁止区域** 30ha

② 銃器
③ 江別市工栄町12番1及び12番2、角山64番22と角山64番23の境界南端と元野幌943番2と元野幌941番2の境界北端を結ぶ線から東側に所在する道道札幌北広島環状線までの河川敷区域、元江別858番1、3及び4の区域
④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9.30 第515号）

《20》① **越後沼特定猟具使用禁止区域** 21ha

② 銃器
③ 江別市江別太659番（市道南2線道路）、550番7及び河川敷地との交点を起点とし、この点から江別太659番（市道南2線道路）と河川敷地との境界を北東に進み江別太551番6との交点に至り、この点から河川敷地と江別太551番6との境界を南東に進み江別太682番39と江別太594番1との交点に至り、この点から江別太594番1と河川敷地との境界を南に進み江別太594番2と市道江別太3号側道との交点に至り、この点から市道江別太3号側道と河川敷との境界を南西に進み市道江別太6号側道、江別太593番113と江別太593番114の交点に至り、この点から江別太593番114と河川敷との境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日（R1. 9.27 第636号）

《21》① **花畔特定猟具使用禁止区域** 503ha

② 銃器
③ 石狩市に所在する道道花畔札幌線（道路敷を除く。）と道道矢白場札幌線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から同花畔札幌線を西に進み道道石狩手稲線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同道道を北北東に進み国道231号（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同国道を北北東に進み市道志美北3線（道路敷を除く。）との交点に至り、この点から同市道を東南東に進み茨戸川右岸築堤を見通して同築堤（河川敷含む。）に至り、この点から同築堤を上流に進み道道矢白場札幌線との交点に至り、この点から同道道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9.30 第605号）

《22》① **モエレ沼特定猟具使用禁止区域** 190ha

② 銃器
③ 札幌市東区モエレ沼公園の区域
④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日（R1. 9.27 第636号）

《23》① **伏籠川特定猟具使用禁止区域** 15ha

② 銃器
③ 札幌市東区丘珠町の道道丘珠空港東線（丘珠錦橋）と同市北区篠路町上篠路の市道十軒第3支線（十軒3の橋）との間に所在する伏籠川（河川敷地を含む）の区域
④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9.30 第515号）

《24》① **千歳湖特定猟具使用禁止区域** 63ha

② 銃器
③ 千歳市美々758番2、3、6、12、13、21、26、27、59、106から121までの区域及びこれらの地番、同市美々758番70と美々川河川敷地の境界、同市美々758番70の地番界の南端と同市美々758番61と62の地番界の北東端を結ぶ線に囲まれた区域（水面を含む。）
④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9.28 第633号）

《25》① **野津幌川特定猟具使用禁止区域** 37ha

② 銃器
③ 札幌市厚別区厚別北4条に所在する札幌市道厚別東北郷線（厚幌橋）と江別市大麻に所在する道道東雁来江別線（9号橋）との間に所在する野津幌川（河川敷地を含む）の区域及び札幌市厚別区厚別北4条に所在する道道大麻東雁来線（小野津幌

川橋）と野津幌川合流点との間に所在する小野津幌川（河川敷地を含む）の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9.28 第651号）

《26》① **新川特定猟具使用禁止区域** 88ha

② 銃器
③ 札幌市西区の新川左岸（河川敷地を含む。）と市道発寒第12号線（天狗橋）との交点を起点とし、この点から同川左岸沿いに北西に進み、国道337号線（第1新川橋）との交点に至り、この点から同橋延長線を北東に進み新川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同川右岸沿いに南東に進み、市道発寒第12号線（天狗橋）との交点に至り、この点から同市道（天狗橋）を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9.29 第571号）

《27》① **豊平川特定猟具使用禁止区域** 186ha

② 銃器
③ 札幌市東区の豊平川左岸（河川敷地を含む。）と国道12号（東橋）との交点を起点とし、この点から同川左岸沿いに北東に進み、国道275号雁来大橋延長線との交点に至り、この点から同橋延長線を東に進み豊平川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同川右岸沿いに南西に進み国道12号との交点に至り、この点から同国道を北西に進み基点に至る線に囲まれた区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9.29 第571号）

《28》① **千歳市蘭越特定猟具使用禁止区域** 207ha

② 銃器
③ 千歳市蘭越3番4の北端と千歳川河川区域右岸の交点を起点とし、この点から同川河川区域右岸線を上流に進み、同川河川区域右岸線と国有林石狩森林管理署5362林班と5372林班との交点に至り、この点から左岸側に北西に進み5354林班と5362林班と蘭越9番1の南西端と同川左岸河川区域の交点に至り、この点から9番1と同川左岸の河川区域の境界を東に進み、83番と同川左岸の河川区域と財務省所管地の交点に至り、この点から財務省所管地と83番の境界を北並びに北西に進み28番1の北端に至り、この点から財務省所管地と28番1の境界を南東に進み、29番1と30番1と財務省所管地の交点に至り、この点から29番1と30番1の境界を南西に進み、29番1と29番5と30番1と30番3の交点に至り、この点から30番1と30番3の境界を南東に進み26番2と27番1と27番4の交点に至り、この点から26番2と27番4の境界を南に進み内別川左岸河川区域に至り、この点から26番105と同川左岸河川区域を東に進み、取水堰堤から下流30mの地点の左岸側に至り、この点から右岸側へ南に進み10番18の北端と同川右岸河川区域の交点に至り、この点から同川右岸河川区域と10番2と10番9の交点に至り、この点から10番1の北端の点に延長した線を進み10番1の北端に至り、10番1と10番2の境界を南西に進み10番2と10番50と同川右岸河川区域の交点に至り、10番50と内別川右岸河川区域の境界を南西に進み、10番51と10番56と2番22と同川右岸区域の交点に至り、この点から62番22と10番56の境界を南西に進み62番22と1626番3と千歳川左岸河川区域に至り、この点から1626番3と同川左岸の河川区域の境界を東に進み58番34の南東端と同川河川区域の交点に至り、この点から90番32と同川左岸河川区域の境界を北東に進み85番8の東端と同川河川区域の交点に至り、この点と起点に至る線に囲まれた区域のうち、蘭越62番5、62番10から21まで、1624番1から14まで、1625番1から11までを除いた区域
④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日（H28. 9.27 第575号）

《29》① **当別・石狩川特定猟具使用禁止区域** 113ha

② 銃器
③ 石狩郡当別町川下に所在する十九線橋と石狩郡当別町川下570地先の河川堤防との交点を起点とし、この点から堤防沿いに西に進みJR北海道札幌線（学園都市線）との交点に至り、この点から同線に沿って南西に進み同線と札幌市北区篠路町福移196の堤防天端との交点に至り、この点から堤防沿いに南東に進み同市東区中沼町215の札幌市福移沼端線起点部にいたり、この点から北東に進み江別市八幡122-19地先の堤防天端との交点に至り、この点から堤防沿いに北西に進み十九線橋との交点に至り、この点から十九線橋に沿って北へ進み起点に至る線に囲まれた区域
④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9.30 第605号）

【後志総合振興局管内】

《30》① **小樽祝津特定猟具使用禁止区域** 67ha

② 銃器
③ 小樽市祝津に所在する道道小樽海岸公園線祝津トンネルの北口道路敷地界東端を起点とし、この点から同道道を北西に進み市道祝津山手線北側道路敷との交点に至り、この点から同市道を北西に進みニセコ積丹小樽海岸国定公園オタモイ線道路（歩道）との交点に至り、この点から同道路（歩道）を北西に進み石狩森林管理署4174林班と同市祝津4丁目363番1号の境界との交点に至り、この点から同境界線を北に進み4174林班の境界標71番に至り、この点から下赤岩岬の北端を結ぶ線を直進し同岬北端に至り、この点からトド岩南端、日和山燈台岬北東端、高島岬東端、長磯東端を順次進み、シマモイ岬北東端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域
④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9.28 第651号）

《31》① **京極ふきだし公園周辺特定猟具使用禁止区域** 15ha

② 銃器
③ 虻田郡京極町に所在する尻別川右岸（低水敷を除く。）とワッカタサップ川左岸（低水敷を除く。）との交点を起点とし、この点からワッカタサップ川左岸（低水敷を除く）を上流に進み字京極125番1の西端と字三崎13番8の東端とを結んだ線との交点に至り、この点から同線を南西に進み字三崎13番8の東端に至り、この点から南西に字三崎13番8と同13番2との地番界、同18番5と同18番4との地番

界、同18番6と同18番1との地帯界を順次進み同18番3の地帯界との交点に至り、この点から同18番6と同18番1との地帯界線を南西に延伸した線と尻別川右岸（低水敷を除く。）との交点に至り、この点から同川右岸（低水敷を除く。）を下流に進み起点に至る線で囲まれた陸域の区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日（H28. 9. 27 第575号）

【胆振総合振興局管内】

《 32 》① 室蘭特定猟具使用禁止区域 4, 194ha

② 銃器

③ 室蘭市に所在する国道36号と国道37号との交点を起点とし、この点から国道36号を北東に進み室蘭市と登別市の境界との交点に至り、この点から同境界を南東に進み汀線との交点に至り、この点から汀線を西に進み絵柄半島の西端との交点に至り、この点から北西に海面を見通して恵比須島の西端との交点に至り、この点から北に海面を見通して大黒島の西端との交点に至り、この点から西に海面を見通して南外防波堤の東端との交点に至り、この点から同防波堤を西に進み同防波堤の西端との交点に至り、この点から北に海面を見通して北外防波堤の南端との交点に至り、この点から同防波堤を北に進み同防波堤と汀線との交点に至り、この点から汀線を北西に進み室蘭市と伊達市の境界との交点に至り、この点から同境界を東に進み国道37号との交点に至り、この点から同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。ただし、測量山鳥獣保護区及び地球岬鳥獣保護区の区域を除く

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9. 28 第633号）

《 33 》① 樽前大沼特定猟具使用禁止区域 48ha

② 銃器

③ 苫小牧市字樽前213番61の北東端を起点とし、同所から213番61、58、59、6、60、1の各東側地帯界を南に進み213番1の南東端に至り、同所から213番1、19、35、34、33、32、31、30、18の各南側地帯界を西に進み213番18の南西端に至り、同所から213番18、11、13、10、12、51、22、23、64、63の各西側地帯界を北に進み214番1の地帯界との交点に至り、同所から214番1の南側地帯界を西に進み216番4の地帯界との交点に至り、同所から216番4の東側、南側、西側地帯界を順次進み214番1の地帯界との交点に至り、同所から214番1、5の各南側地帯界を西に進み216番13の地帯界との交点に至り、同所から216番13、41の各東側地帯界を南に進み216番41の南東端に至り、同所から216番41、13、19の各南側地帯界を西に進み216番19の南西端に至り、同所から212番2、219番1、219番18との交点に至り、同所から219番1の東側、南側地帯界を順次進み同番の南西端に至り、同所から220番2の西側地帯界を南に進み220番5の地帯界との交点に至り、同所から220番5の北側、東側、南側地帯界を順次進み同番の南側地帯界の西端に至り、同所から231番1の北側地帯界の東端に至り、同所から231番1の地帯界を南東、南、西、北に順次進み231番2の南西端の交点に至り、同所から238番3の南東端に至り、同所から238番3、1、237番1の各南側地帯界を西に進み237番1の南西端に至り、同所から直進し236番1の南東端に至り、同所から236番1の南側地帯界を西に進み同番の西端に至り、同所から236番1、366番47、235番1の各西側地帯界を北東に進み同地帯界線と直交する直線上に496番3の南端を見通す点に至り、同所から直進し496番3の南端に至り、同所から496番3、4、15の各西側地帯界を北に進み496番16の地帯界との交点に至り、同所から496番16の南側地帯界を西に進み同番の西端に至り、同所から496番16、2の各北側地帯界を北東に進み496番2の北端に至り、同所から496番2、12、13の各東側地帯界を南に進み496番13の南東端に至り、同所から216番25の西端に至り、同所から216番25、24、13、214番5、6、7、8、9、215番2、3の各西側地帯界を北東に進み215番3の北西端に至り、同所から215番3、214番2、213番9、61の各北側地帯界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9. 29 第571号）

《 34 》① 丹治沼特定猟具使用禁止区域 39ha

② 銃器

③ 苫小牧市字植苗280番地1から4、281番地、282番地1、2並びに9から13の区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日（R6. 9 告示予定）

《 35 》① 厚真大沼特定猟具使用禁止区域 17ha

② 銃器

③ 勇払郡厚真町字鹿沼332-1東端と同332-1地先国有地との交点を起点とし、同所から国有地界を右回りに順次進み起点に至る線に囲まれた区域（大沼を含む）

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日（R5. 9. 29 第463号）

《 36 》① 幌別ダム下流特定猟具使用禁止区域 57ha

② 銃器

③ 登別市桜木町に所在する道道弁景幌別線と市道桜木線との交点を起点とし、この点から同道道を北に進み幌別川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南に進み道道登別室蘭インター線来福橋との交点に至り、この点から同橋を南西に進み幌別川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北西に進み新徳消川右岸との交点に至り、この点から同川を西に進み市道桜木線との交点に至り、この点から同市道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日（H30. 9. 28 第651号）

《 37 》① 豊進特定猟具使用禁止区域 20ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町穂別稲里553番2、553番7から9まで、553番16から17まで、589番5、589番7から8まで、593番1、593番11から14まで、594番1、594番3、597番1から6まで、598番2、599番4、600番4から7まで、602番2から3まで、757番の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9. 30 第515号）

《 38 》① 穂別ダム特定猟具使用禁止区域 202ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町所在の道有林苫小牧経営区60林班と町道穂別夕張線（道路敷を含む。）との境界線と同町穂別長和174番との交点を起点とし、この点から同町道を南東に進み穂別川右岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）と町道穂別夕張線との境界線との交点を見通した線を東に進み同点に至り、この点から同町道を東に進み道道1165線（道路敷を含む。）との交点に至り、この点から道道1165線（道路敷を含む。）を南に進み国道274号線（道路敷を含む。）との交点に至り、この点から同国道（道路敷を含む。）を南西に進み同国道穂別大橋と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）を南に進み、同町穂別長和4番1南端と同531番との境界線と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との交点に至り、この点から同町穂別長和534番と同531番の境界を南に進み、同530番との交点に至り、この点から同530番と国有林胆振東部森林管理署第2141林班との境界線を南に進み同班と同町穂別稲里755番との交点に至り、この点から国有林胆振東部森林管理署第2141林班との境界線を西に進み同町穂別稲里529番11との交点に至り、この点から同町穂別稲里529番1と同529番4の境界を西に進み同529番10との交点に至り、この点から同532番5との境界線を南に進み同527番10との交点に至り、この点から穂別川左岸（河川敷地を除く。）との境界を南西に進み同526番9との交点に至り、この点から同537番3と穂別川左岸（河川敷地を除く。）との境界を西に進み同541番の西端に至り、この点から穂別川右岸（河川敷地を除く。）と国道274号線（道路敷を含む。）及び同町穂別稲里542番1との交点を見通した線を北西に進み同点に至り、この点から国道274号線（道路敷を含む。）を北東に進み同町穂別稲里546番3と同553番4及び道有林苫小牧経営区59林班との交点に至り、この点から同林班と同町穂別稲里553番41との境界を北東に進み同60林班との交点に至り、この点から同60林班の東境界を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日（R4. 9. 30 第515号）

《 39 》① ヨコスト湿原特定猟具使用禁止区域 44ha

② 銃器

③ 白老郡白老町日の出町5丁目と字社台との境界と白老町道中央通線との交点を起点とし、この点から同境界沿いに南東に進み国道36号との交点に至り、この点から国道36号に沿って南西に進み白老町道東通線との交点に至り、この点から同町道に沿って北西に進み日の出町5丁目29番4と同29番38の地帯界との交点に至り、この点から同地帯界に沿って北東に進み同29番4と同29番37の地帯界東端との交点に至り、この点から同29番37の地帯界に沿って北西に進み同27番157と同27番158の地帯界南端との交点に至り、この点から同27番157の地帯界に沿って北東に進み同28番49地帯界との交点に至り、この点から同地帯界に沿って南南東に進み同地帯界南端に至り、この点から北東に見通し白老町道の出5丁目3号通線終点南東端延長線との交点に至り、この点から北西に見通し同町道終点南東端との交点に至り、この点から北東に見通し北海道立白老東高等学校グラウンド南東端との交点に至り、この点から同グラウンドに沿って北西に進み白老町道中央通線との交点に至り、この点から同町道に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域並びに国道36号と白老町道ヨコスト3号線の西端との交点を起点とし、この点から同町道に沿って南東に進み同町道南南端に至り、この点から南東に見通し交通管H7K10石標との交点に至り、この点から南西に見通し同H7K13石標との交点に至り、この点から南西に見通し同H7K14石標との交点に至り、この点から南西に見通し同H7K15石標との交点に至り、この点から西南西に見通し国道36号との南側交点に至り、この点から国道36号に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日（R2. 9. 30 第605号）

《 40 》① 苫東特定猟具使用禁止区域 8, 019ha

② 銃器

③ 苫小牧市に所在する市街化区域（平成22年11月9日北海道告示第746号）のうち勇払川右岸堤防の北端を起点とし、この点から同堤防を南東に進み同堤防南端に至り、同所から南に見通して苫小牧市字弁天53番北西端に至り、この点から地帯界沿いに南に進んで汀線に至る線から以東の区域及び勇払郡厚真町字上厚真324番3、4、7、16、17、22、325番10、326番5、8、338番2、3、10、339番、340番1から5まで、7から9まで、12から14まで、17、341番1、4、11、344番1、347番7から9まで、11、12、14、348番7、同町字共和88番3、6、96番2から5まで、97番2から4まで、8から10まで、112番5、114番2から4まで、7、122番4、123番2から4まで、124番1、2、126番2から4まで、129番3、131番3、4、132番3から5まで、133番1から3まで、135番2、3、136番1、3から5まで、145番2、4、147番2から5まで、148番2から5まで、150番1から5まで、264番1、4、267番3、8、362番1、393番2、401番1、402番1から3まで、403番1から4まで、404番1、405番、406番1、407番から410番まで、462番3、467番1から3まで、6、7、468番1から3まで、469番1、470番、471番、516番1、585番2、599番3、615番2、621番2、634番3、635番1、636番1、2、640番5、641番2、642番5、647番3、677番1、679番2、682番2、683番2、684番3、703番1、704番、705番、707番1、708番1、3、709番から714番まで、715番1、2、716番、717番、719番から721番まで、722番1、724番、726番、728番、730番1から5まで、731番、732番1、733番2から4まで、734番から740番まで、741番2、744番2、749番、750番、751番3、752番1、753番1、754番1、755番、757番、765番から769番まで、770番1、771番、772番、773番1、781番から783番まで、784番1から3まで、785番1、790番から802番まで、804番1、805番1、807番、811番から815番まで、818番、820番から823番まで、825番1、826番、827番、841番1、3、842番1から11まで、843番、844番、846番から849番まで、同町字浜厚真5番2、3、6から10まで、6番1、5、8番1、2、9番2、11番1から9まで、12番1から4まで、13番1から3まで、14番、15番1から7まで、16番1から5まで、17番1、3から13まで、18番1から6まで、19番1から3まで、20番から22番まで、23番2、25番1から6まで、26番、27番2から5まで、7、28番から30番まで、192番1から5まで、193番、194番1から3まで、195番2、210番1から3まで、211番1から6まで、212番、213番、214番1から

【特定猟具使用禁止区域 日高・渡島】

4まで、215番1、3から7まで、9から29まで、33から41まで、44から47まで、216番から219番まで、220番、2、224番、225番、226番1、227番、228番1、3から21まで、230番、231番2、232番から237番まで、238番2、3、239番2、240番2、242番2、243番から245番まで、246番3、4、249番2、250番3、251番1、4、6、507番4、571番、572番、573番1から3まで、575番、599番から610番まで、611番1、2、612番、613番、615番から618番まで、619番1、2、620番から622番まで、623番1、2、624番から626番まで、627番2から4まで、628番、629番1、2、636番、685番3の区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《41》① 登別川特定猟具使用禁止区域 10ha

② 銃器

③ 登別市登別本町に所在する道央自動車道に架かる登別川橋から同町の市道登別富浦路線に架かる登別橋までの間に所在する二級河川登別川の河川区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《42》① フジコ沼特定猟具使用禁止区域 1ha

② 銃器

③ 勇払郡むかわ町豊城に所在するフジコ沼の水面の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《43》① 長流川特定猟具使用禁止区域 71ha

② 銃器

③ 伊達市に所在する長流川と北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の交点北端を起点とし、この点から見通し線で東に進み長流川と北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の交点東端との交点に至り、この点から長流川河川敷地界を南西に進み噴火湾江線との交点に至り、この点から見通し線で長流川と噴火湾江線の西端との交点に至り、この点から長流川河川敷地界を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日 (R6. 9 告示予定)

【日高振興局管内】

《44》① えりも特定猟具使用禁止区域 88ha

② 銃器

③ 幌泉郡えりも町字新浜の国道336号とコロップ川右岸との交点を起点とし、同所から国道336号を北西に進み字新浜1030番（旧国道）と字新浜206番1との交点に至り、同所から字新浜1030番と字新浜206番1及び字新浜205番との地番界に沿って南東に進み字新浜205番と字新浜199番6との交点に至り、同所から字新浜205番と字新浜199番6及び字新浜199番1との地番界に沿って北東に進み字新浜199の1番と字新浜207番9との交点に至り、同所から字新浜207番9と字新浜205番、字新浜214番1、字新浜208番8、字新浜208番11及び字新浜208番15との地番界に沿って進み字新浜207番2との交点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜312番1と字新浜312番2との地番界に沿って北東に進み字新浜317番1との交点に至り、同所から字新浜312番2と字新浜317番1との地番界に沿って南東に進み字新浜312番2の南東端と道路敷地との交点に至り、同所からコロップ川右岸と字新浜316番北端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字新浜316番とコロップ川右岸との地番界に沿って南に進み字新浜316番南東端に至り、同所から東に進んでコロップ川を渡り、コロップ川左岸と同町字歌別310番の北東端との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別310番と字歌別313番との地番界に沿って南に進み字歌別311番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別313番との地番界に沿って北東に進み字歌別317番との交点に至り、同所から字歌別311番と字歌別317番との地番界に沿って南東に進み字歌別311番南東端と道路敷地との交点に至り、同所から字歌別1008番と字歌別318番との交点を直線で結んだ地点に至り、同所から字歌別318番と道路敷地の地番界に沿って北東に進み字歌別1008番と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別1008番との地番界に沿って南西に進み字歌別334番と字歌別319番との交点に至り、同所から字歌別334番と字歌別319番との地番界に沿って進み字歌別321番1との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別34番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と字歌別334番との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別334番との地番界に沿って東に進み字歌別321番1と道路敷地の交点に至り、同所から字歌別321番1と道路敷地との地番界を南東に進み字歌別321番2との交点に至り、同所から字歌別321番1と字歌別321番2の地番界に沿って南西に進み道路敷地との交点に至り、字歌別321番1と道路敷地の地番界を南西に進み字歌別322番1との交点に至り、同所から字歌別322番1と字歌別322番2との地番界に沿って南に進み国道336号との交点に至り、同所から国道336号に沿って南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《45》① 向別川特定猟具使用禁止区域 12ha

② 銃器

③ 浦河郡浦河町に所在する向別川河口から町道向ヶ丘緑町線緑橋との間に所在する向別川（河川敷地を含む）の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《46》① 豊郷ダム特定猟具使用禁止区域 2ha

② 銃器

③ 沙流郡日高町豊郷に所在する豊郷ダム水面の区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《47》① 幌満ダム特定猟具使用禁止区域 181ha

② 銃器

③ 様似郡様似町に所在する幌満川支流オナルシベ川に架かる雄鳴築（オナルシ

ベ）橋を起点とし、同所から町道幌満大泉線を北東に進み幌満川に架かる新大泉橋を渡り広城基幹林道様似・パンク線と町道フチミ沢線との交点に至り、同所から町道フチミ沢線を南に進み幌満川支流フチミ川に架かるフチミ橋を渡り町道フチミ沢支線との分岐点に至り、同所から同道を南西に進み幌満川河川区域（幌満ダム湖水面域）と民有林との境界線に至り、同所から同境界を北西に進み道有林との交点に至り、同所から河川区域と道有林との境界線を西に進み町道幌満大泉線との交点に至り、同所から同道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日 (R6. 9 告示予定)

【渡島総合振興局管内】

《48》① 久根別特定猟具使用禁止区域 133ha

② 銃器

③ 北斗市中央1丁目に所在する国道228号と大野川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を北に進み北斗市久根別3丁目と同市中野通との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別3丁目と同市一本木との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別4丁目と同市一本木との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市久根別5丁目と同市萩野との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み北斗市追分と同市追分4丁目との境界線に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み市道大中山線との交点に至り、同所から同市道を南に進み道南いさりび鉄道線に至り、同所から同鉄道線を西に進み道道大野上磯線との交点に至り、同所から同道を南に進み国道228号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《49》① 八雲特定猟具使用禁止区域 1,184ha

② 銃器

③ 二世郡八雲町に所在する道道八雲北檜山線と町道建岩線との交点を起点とし、同所から同道道を北西に進み町道咲来線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道富咲2号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道富咲1号線との交点に至り、同所から同町道を南に進みポントワルベツ川左岸との交点に至り、同所からポントワルベツ川左岸を東に進み渡島檜山計画区八雲町148林班と147林班との境界線に至り、同所から山稜線を東に進み146林班20小班と154林班17小班との境界線に至り、同境界線を東に進み154林班3小班と17小班の境界線との交点に至り、同所から南西に進み同計画区八雲町154林班2小班と同林班3小班と同林班17小班との境界線に至り、同所から南西に進み同計画区八雲町151林班と154林班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町151林班と153林班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み同計画区八雲町152林班と153林班との境界線に至り、同所から同境界線を南東に進み同計画区八雲町152林班2小班と同林班9小班との境界線に至り、同所から同境界線を南に進み遊楽部川河川敷地境界線との交点に至り、同河川敷地境界線を南東に進み町道建岩線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

《50》① 樞法華特定猟具使用禁止区域 80ha

② 銃器

③ 函館市に所在する国道278号矢尻川橋と矢尻川左岸（河川敷を含む。）との交点を起点とし、この点から同川左岸を上流に進み一般民有林渡島檜山森林計画区函館市3007林班250小班と198小班との境界の交点に至り、この点から同境界線を南東に進み市道矢尻3号線との交点に至り、この点から同市道を東に進み市道浜町4号線との交点に至り、この点から市道浜町4号線を南に進み国道278号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

《51》① 中野通特定猟具使用禁止区域 394ha

② 銃器

③ 北斗市に所在する市道御手作線と道南いさりび鉄道江差線との交点を起点とし、この点から同市道を北に進み市道大工川通線との交点に至り、この点から同市道を北に進み市道中央線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道大工川5号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道大工川9号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道清川26号線との交点に至り、この点から同市道を南西に進み市道大工川7号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道添山4号線及び市道添山14号線との交点に至り、この点から市道添山14号線を西に進み市道添山30号線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み一般民有林渡島檜山森林計画区北斗市104林班と102林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を東に進み104林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み109林班と110林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を東に進み市道清川27号線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み市道野崎2号線との交点に至り、この点から同市道を東に進み北斗市野崎181番4と109番の地番界との交点に至り、この点から同地番界を北に進み野崎181番2と178番2の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南東に進み野崎100番8と100番9の地番界との交点に至り、この点から同地番界を南西に進み市道野崎1号線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み道道上磯峠下線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み道南いさりび鉄道江差線との交点に至り、この点から同鉄道線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《52》① 函館湾特定猟具使用禁止区域 4,426ha

② 銃器

③ 函館市大鼻岬と北斗市に所在する矢不来川河口左岸を結んだ内海の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《53》① 鳥崎特定猟具使用禁止区域 140ha

② 銃器
③ 茅部郡森町に所在する国有林渡島森林管理署1033林班い2、イ、ロ、ニ、ホ及びチ小班、1034林班い、へ2、イ及びロ小班、1036林班に及びイ小班、1037林班は及びイ小班、1042林班い、ろ2、に、へ、と、ニ小班、1043林班い1及びイ小班、1118林班のうちい、ろ1からろ4、は2、ほからと、ぬ、る及びイからホ小班、1121林班い、は、に、ち、り、イ及びロ小班、1122林班いからは、ち、イ及びロ小班、1125林班に小班、1126林班り、イ、ハ、ト、リ及びヌ小班並びに駒ヶ岳ダム施設用地(湛水池敷、道路敷地を含む)の区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《54》① 三好特定猟具使用禁止区域 63ha

② 銃器
③ 北斗市富川町に所在する国道228号と市道柳沢田園線との交点を起点とし、この点から同市道を北西に進み市道三好線との交点に至り、この点から同市道を北西に進み市道中央線との交点に至り、この点から同市道を北東に進み市道大小股線との交点に至り、この点から同市道を南東に進み道南いさりび鉄道江差線との交点に至り、この点から同鉄道線を南に進み市道三好線との交点に至り、この点から同市道を東に進み国道228号との交点に至り、この点から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《55》① 茂辺地特定猟具使用禁止区域 10ha

② 銃器
③ 北斗市矢不來に所在する国道228号(道路敷を除く。)と茂辺地川左岸(河川敷を含む。)との交点を起点として、この点から同国道を南西に進み同川河川管理用道路(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同道路を北西に進み道南いさりび鉄道との交点に至り、この点から同鉄道線を北東に進み同川左岸(河川敷を含む。)との交点に至り、この点から同川左岸(河川敷を含む。)を下流に進み同市矢不來123番の地番界との交点に至り、この点から同123番と同128番の地番界、同123番と125番の地番界、同123番と同121番1の地番界を順次、東、南、南東へ進み同川左岸(河川敷を含む。)との交点に至り、同川左岸(河川敷を含む。)を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9. 29 第463号)

《56》① 当別特定猟具使用禁止区域 13ha

② 銃器
③ 北斗市当別に所在する国道228号(大当別橋)と大当別川左岸(河川敷を含む)との交点を起点とし、この点から同国道を南西に進み市道当別27号線(広域基幹林道大当別線)との交点に至り、この点から同道を北に進み大当別川左岸(欅立橋)との交点に至り、この点から同川左岸(河川敷を含む。)を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《57》① 湯の里特定猟具使用禁止区域 30ha

② 銃器
③ 上磯郡知内町湯ノ里48番39の南東端を起点とし、同所から同地番、48番7、48番41、48番40、48番27、48番6、48番31、48番5、48番4、48番3、48番28、48番29、48番2、48番34の南側地番界を順次西に進み同48番35と同48番37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同433番3と同433番4の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同49番6と同47番4の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西に進み同47番6と同49番7の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み同46番4と同47番6の地番界との交点に至り、同所から北東に直進し同55番28と同55番48の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同55番44と55番45の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同53番4と同53番5の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み知内川河川敷地境界との交点に至り、同所から同53番5と知内川河川敷地との境界を北に進み同53番2と同53番5の地番界との交点に至り、同所から河川敷地を北東に直進し同16番128と同16番129の地番界との交点に至り、同所から同16番128と知内川河川敷地との境界を南に進み同16番68と同16番128との地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同16番36の地番界との交点に至り、同所から北東に直進し同15番25と同15番89の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同15番25と同15番86の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番26と15番43の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番30と同15番67の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番27と同15番45の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番4と同15番28の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同15番4と同15番31の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番34と同16番67の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番34と同16番65の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番62と同16番136の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番55と同16番150の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み同16番55と同16番64との地番界の交点に至り、同所から同地番界を南西に進み知内川河川敷地境界との交点に至り、同所から南西に直進し同48番39と同48番38の地番界との交点に至り、同所から南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《58》① 鹿部折戸川特定猟具使用禁止区域 82ha

② 銃器
③ 茅部郡鹿部町に所在する国道278号(道路敷を除く。)と道道大沼公園鹿部線(道路敷を除く。)との交点を起点とし、この点から同道道を西に進み同道道と鹿部町道留の沢(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同町道を北に進み同町道と町道留の沢線5号線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から町道留の沢線を東に進み国道278号(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同国道を南に進み同国道と町道本別海岸線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同町道を北東に進み同町道と町道本別東1号線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から見通し線を北東に進み鹿部町字本別122番地先となぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を南に進みなぎさ線と鹿部町字宮浜192番地先との交点に至り、この点から南西に見通し線で起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

《59》① 重内特定猟具使用禁止区域 49ha

② 銃器
③ 上磯郡知内町に所在する国道228号(道路敷を除く。)と道道湯の里渡島知内停車場線(道路敷を除く。)との交点を起点とし、この点から同国道を南に進み知内町道知内川沿線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から町道元町中の川線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から町道元町中の川線を北に進み道道湯の里渡島知内停車場線(道路敷を除く。)との交点に至り、この点から同道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

【檜山振興局管内】

《60》① 鷗島特定猟具使用禁止区域 10ha

② 銃器
③ 檜山郡江差町字鷗島の区域
④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日 (H29. 9. 29 第571号)

《61》① 後志利別川特定猟具使用禁止区域 300ha

② 銃器
③ 瀬棚郡今金町に所在する国道230号と町道寒昇2号線(道路敷を含む。)との交点を起点とし、この点から同町道を南に進み町道寒昇4号線(道路敷を含む。)との交点に至り、この点から同町道を東に180m進んだ点との交点に至り、この点から南に進み後志利別川右岸堤防との交点に至り、この点から後志利別川右岸堤防を南東に進み今金町字田代と字稲穂の字界との交点に至り、この点から同字界を南に進み後志利別川左岸堤防との交点に至り、この点から後志利別川左岸堤防を西に進み後志利別川と田代川との交点に至り、この点から道道丹羽今金線とトマケンシナイ川との交点を見通した線を西に進み同点に至り、この点からトマケンシナイ川(河川敷地を含む。)を北東に進み国道230号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

【上川総合振興局管内】

《62》① 石狩川水系特定猟具使用禁止区域 1,812ha

② 銃器
③ 旭川市、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町及び上川郡東川町に所在する石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川及びオサラッペ川の河川区域のうち、石狩川における旭川市と上川郡当麻町及び同郡比布町との境界の交点を起点とし、この点から旭川市東鷹栖東1線18号の境界を北西に進み同川右岸(河川敷地を含む)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進みオサラッペ川左岸(河川敷地を含む)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北に進み道道嵐山公園線(白河橋)との交点に至り、この点から同道道を西に進みオサラッペ川右岸(河川敷地を含む)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川右岸(河川敷地を含む)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み旭川市と深川市の境界との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み美瑛川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み寿橋道路線(寿橋)との交点に至り、この点から同線を東に進み同川右岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み忠別川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み西8号道路(東神橋)との交点に至り、この点から同線を北に進み同川右岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って東に進み牛朱別川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み曙橋・東桜岡道路線(曙橋)との交点に至り、この点から同線を北東に進み同川右岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み永山新川右岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸(河川敷地を含む。)と永山新川左岸(河川敷地を含む。)の境界との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み牛朱別川右岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み永山新川左岸(河川敷地を含む。)との交点に至り、この点から見通して北に進み同川右岸(河川敷地を含む。)と石狩川左岸(河川敷地を含む。)の境界との交

【特定猟具使用禁止区域 上川・留萌・宗谷・オホーツク・十勝】

点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み旭川市と上川郡当麻町の境界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第649号)

【留萌振興局管内】

《63》① 釧沼特定猟具使用禁止区域 294ha

② 銃器

③ 天塩郡天塩町字サラケンに所在するロクシナイ川と天塩川河川敷地境界線との交点を起点とし、同所から同河川敷地境界線を南に進み国有林留萌北部森林管理署183林班との交点に至り、この点から同林班の境界線を南に進み南四号線に至り、この点から同線を東に進み町道更岸基線との交点に至り、この点から同基線を南に進み町道浜更岸基線に続き、同基線を南に進み、町道更岸12号線との交点に至り、この点から同線を西に進み国有林183林班との境界に至り、この点から同林班の境界を西に進み海岸線に至り、海岸線を北に進み天塩川南導流堤との交点に至り、この点を東に進み同川左岸との交点に至り、この点から南に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第649号)

【宗谷総合振興局管内】

《64》① メグマ沼特定猟具使用禁止区域 513ha

② 銃器

③ 稚内市大字声間村字声間に所在する道道稚内幌延線と国道238号との交点を起点とし、この点から国道238号を東に進み市道メグマ線との交点に至り、この点から同市道を南に進み市道増幌2号線との交点に至り、この点から同市道を南に進み市道恵北下増幌線との交点に至り、この点から同市道を西に進み道道稚内幌延線との交点に至り、この点から道道稚内幌延線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域のうち、稚内市大字声間村字メクマ2979番8、2979番31、2979番36、2979番39から2979番45まで、2979番47、2979番48、2979番53、2979番57、8063番、8207番、8213番2、8213番3、8214番2、8214番3、8453番、8454番、稚内市大字声間村字声間6744番1、6744番2、6744番9から6744番12まで、6745番2、6745番3、6745番11から6745番15まで、6746番4、6746番6、6867番2、6868番、6869番、6870番2、6870番3、6871番2、6879番2、6880番2、6978番2、稚内市大字声間村字声間原野3629番3から3629番6まで及びメグマ沼鳥獣保護区を除いた区域

④ 平成28年10月1日～平成38年9月30日 (H28. 9. 27 第575号)

【オホーツク総合振興局管内】

《65》① 斜里特定猟具使用禁止区域 235ha

② 銃器

③ 斜里郡斜里町に所在する猿間川右岸と同川水面の境界線と国道244号との交点を起点とし、この点から同境界線を南東に進み同町東一線との交点に至り、この点から同線を南に進み道道越川中斜里停車場線との交点に至り、この点から同道道を西に進み斜里川左岸と同川水面の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み国道244号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9. 29 第463号)

《66》① 川西古川特定猟具使用禁止区域 14ha

② 銃器

③ 紋別郡湧別町に所在する湧別川左岸と町道西1号の交点から北東に進みオホーツク海汀線との交点を起点とし、この点から南西に進み湧別川左岸（河川敷除く。）と町道西1号（道路敷除く。）との交点に至り、この点から同町道西四線を北東に進み同町道西四線の東端に至り、この点から北東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、この点から同汀線を南東に進み起点に至る区域内のうち、旧湧別川の水面の区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日 (R4. 9. 30 第515号)

《67》① 大曲呼人特定猟具使用禁止区域 139ha

② 銃器

③ 網走市字大曲に所在する網走川右岸と道道網走常呂自転車道線との交点を起点とし、この点から網走川右岸を南西に進み網走湖口との交点に至り、この点から同湖畔を南西に進み呼人半島突端に至り、この点から網走湖口と網走川左岸との交点に直線まで至り、この点から同川左岸を北東に進み、道道網走常呂自転車道線との交点に至り、この点から同自転車道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和6年10月1日～令和16年9月30日 (R6. 9 告示予定)

《68》① おけと湖特定猟具使用禁止区域 282ha

② 銃器

③ 置戸町字常元に所在するおけと湖の水面及びその河川敷地の区域及び置戸町字常元に所在する常呂川本流林道と道道常元中里線との交点を起点とし、この点から道道常元中里線を東に進み鹿の子林道との交点に至り、この点から鹿の子林道を西に進み平の沢林道との交点に至り、この点から平の沢林道を西に進み起点に至る区域、同町字常元483-4、529-2の区域及び国有林網走中部森林管理署35林班い小班の一部（一部の区域の詳細は別途小班図による（以下同様））、た小班の一部、そ小班の一部、二小班の一部、ホ小班の一部、38林班に小班の一部、39林班に小班の一部、54林班ろ小班の一部、た小班、60林班い小班の一部、れ小班、ハ小班、68林班ぬ小班の一部、ホ小班、へ小班、ト小班、69林班ろ小班の一部、へ小班の一部、ニ小班、70林班ろ小班の一部、ぬ小班の一部、わ小班、ロ小班、71林班は小班の一部、に小班の一部、ち小班、り小班の一部、ぬ小班、ロ小班、ハ小班、ニ小班的区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第636号)

【十勝総合振興局管内】

《69》① 十勝太特定猟具使用禁止区域 35ha

② 銃器

③ 十勝郡浦幌町字十勝太に所在する国道336号線と新川右岸（新川橋）との交点を起点とし、この点から同国道（道路敷を除く。）を東に進み見通し線で字十勝太190番西端との交点に至り、この点から地番界を南東に進みその延長線を直進して太平洋の汀線との交点に至り、この点から同汀線を南西に進み浦幌十勝川の左岸河口との交点及びこれに対応する同川右岸堤防との交点に至り、この点から同川右岸堤防を西に進み新川右岸を延長とした線と浦幌十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から新川右岸の延長線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《70》① 十勝川水系特定猟具使用禁止区域 1,338ha

② 銃器

③ 河東郡音更町に所在する国道241号（十勝大橋）と十勝川左岸堤防との交点を起点とし、この点から同堤防を東に進み音更川右岸堤防に至り、同堤防を北に進み道道帯広浦幌線（宝来大橋）との交点に至り、この点から同道道を東に進み音更川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を南に進み十勝川左岸堤防に至り、この点から同堤防を東に進み同堤防の終点に至り、この点から北進沢川と十勝川との合流点を見通す線を進み、同合流点に至り、この点から十勝川左岸を東に進み、十勝川左岸堤防の延長線との交点に至り、この点から同延長線を東に進み、同堤防に至り、この点から同堤防を東に進み士幌川右岸堤防に至り、同堤防を北西に進み道道帯広浦幌線（旭橋）との交点に至り、この点から同道道を東に進み中川郡池田町に所在する千代田堰堤下流管理橋の延長線との交点に至り、この点から同延長線及び同橋を南に進み、更に同橋の延長線を南に進み、中川郡幕別町に所在する十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を西に進み途別川右岸堤防に至り、同堤防を南西に進み国道38号（千住橋）との交点に至り、この点から同国道を西に進み途別川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み十勝川右岸堤防に至り、同堤防を西に進み国道38号（札内大橋）との交点に至り、この点から同国道を西に進み帯広市に所在する札内川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み帯広川右岸堤防に至り、この点から同堤防を西に進み帯里橋との交点に至り、この点から同橋を北に進み十勝川右岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を西に進み国道241号（十勝大橋）との交点に至り、この点から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第649号)

《71》① 利別特定猟具使用禁止区域 191ha

② 銃器

③ 中川郡池田町に所在する道道帯広浦幌線と町道川合東36号との交点を起点とし、この点から同町道を南に進み町道川合東36号支線との交点に至り、この点から同町道支線を西に進み道道利別牛首別線との交点に至り、この点から同道道を北に進み町道南5線を西に延長した線との交点に至り、この点から同線を西に進み町道東33号との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道242号との交点に至り、この点から同国道及び道道帯広浦幌線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成27年10月1日～平成37年9月30日 (H27. 9. 29 第649号)

《72》① 昭栄特定猟具使用禁止区域 97ha

② 銃器

③ 中川郡池田町字昭栄に所在する町道北9号と北海道旅客鉄道株式会社根室本線との交点を起点とし、この点から同町道（道路敷を除く。）を南西に進み町道川合東39号との交点に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）を西に進み町道川合南14線との交点に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）を西に進み道道利別牛首別線との交点に至り、この点から同道道（道路敷を除く。）を北西に進み町道昭栄北11号を南西に進んだ延長線との交点（利別川左岸堤防）に至り、この点から同町道（道路敷を除く。）の延長線を北東に進み北海道旅客鉄道株式会社根室本線との交点に至り、この点から同根室本線（鉄道敷を除く。）沿いに南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《73》① 猿別特定猟具使用禁止区域 351ha

② 銃器

③ 中川郡幕別町字相川の町道南6線と国道38号の交点を起点として、同国道を南東に進み猿別川堤防との交点に至り、この点から同堤防を北東に進み町道南4線との交点に至り、この点から町道東25号と河川敷地界との交点に至り、この点から猿別川河川敷地界を南西に進み同河川敷地と幕別町字軍岡4番10との交点に至り、この点から北西に進み道道明倫幕別停車場線と同町東20号の交点に至り、この点を西に進み町道東17号との交点に至り、この点から同町道を北に進み町道南6線との交点に至り、この点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日 (R5. 9. 29 第463号)

《74》① 十勝三股特定猟具使用禁止区域 254ha

② 銃器

③ 河東郡上士幌町字三股に所在する中の川と三の沢川との合流点を起点として、この点から三の沢川（河川敷を除く。）を東に進み沢界との交点に至り、この点から同沢界を南に進み十勝西部森林管理署大大雪支署176林班北側境界線との交点に至り、この点から同境界線を東に進み標高758mと標高770mの鞍部（コル）に至り、この点から見通し線で南南東に進み十四の沢林道と沢界との交点に至り、この点から同沢界を南西に進み十四の沢川との交点に至り、この点から同川（河川敷を除

く。)を南西に進み音更川との合流点に至り、この点から音更川(河川敷を除く。)を北に進み中の川との合流点に至り、この点から中の川(河川敷を除く。)を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第651号)

《75》① 浦幌豊北特定猟具使用禁止区域 156ha

② 銃器

③ 十勝郡浦幌町字トイトツキに所在する町道豊北線と町道豊北小学校線との交点を起点とし、この点から同豊北小学校線(道路敷を除く。)を南に進み国道336号線との交点に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を西に進み同町字トイトツキ95番11の南端に至り、この点から同国道(道路敷を除く。)を北に進み町道豊北線との交点に至り、この点から同町道(道路敷を除く。)を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第605号)

《76》① 陸別銀河の森特定猟具使用禁止区域 163ha

② 銃器

③ 足寄郡陸別町字陸別に所在する一般民有林十勝森林計画区陸別町有林129林班、151林班及び国有林十勝東部陸別21林班との林班界の交点を起点とし、この点から151林班と国有林の境界を南に進み同町有林130林班界との交点に至り、この点から130林班と151林班の林班界を北に進み130林班34小班界との交点に至り、この点から同林班32小班界を見通して同見通し線を北に進み129林班と130林班の林班界との交点に至り、この点から同林班界を西に進み129林班27小班西側小班界との交点に至り、同小班界を北に進み陸別町字陸別52号線との交点に至り、この点から同号線を東に進み同林班135小班と34小班の小班界との交点に至り、この点から同林班32小班の西側小班界を見通して同見通し線を北に進み同小班と54小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から同線を北に進み同林班119小班と127小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界を東に進み同林班127小班と132小班の小班界との交点に至り、この点から同小班界、64小班と132小班の小班界及び65小班と33小班の小班界を北に進み陸別町字陸別53号線との交点に至り、この点から同号線を西に進み陸別町字陸別東2線との交点に至り、この点から陸別町字陸別54号線と129林班93小班の西側小班界との交点を見通して同見通し線を進み同点に至り、この点から同号線を西に進み清水川河川敷界との交点に至り、この点から同河川敷界を東に進み129林班107小班西側小班界との交点に至り、この点から陸別町字陸別東2線と129林班85小班の北側小班界との交点を見通して同見通し線を東に進み同交点に至り、この点から129林班153及び1111小班の南側小班界を東に進み129林班界との交点に至り、この点から同林班界を北に進み起点に至る線に囲まれる区域

④ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第515号)

《77》① 糠平特定猟具使用禁止区域 88ha

② 銃器

③ 河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署60林班ろ1小班的北端を起点とし、この点から国有林界を南東に進み、56林班い1小班と55林班い1小班との交点に至り、この点から同小班界を西に進み国道273号との交点に至り、この点から同国道を北に進み61林班との交点に至り、この点から見通し線で起点に至る線によって囲まれた区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

《78》① 新得町立富村牛小中学校市街地特定猟具使用禁止区域 31ha

② 銃器

③ 上川郡新得町に所在する国有林十勝西部森林管理署大雪支署1260林班は小班の北端を起点とし、この点から林班界を南に進み同町字トムラウシ283番地との交点に至り、この点から地番界を南に進み1301林班へ小班との交点に至り、この点から林班界を東に進み1301林班ホ小班との交点に至り、この点から林班界を南に進み1301林班へ小班と384番地との交点に至り、この点から地番界を北に進み337番地1との交点に至り、この点から地番界を北に進み道道忠別清水線と1301林へ小班の北西端との交点に至り、この点から道路境界を北に進み1260林班は小班の北西端に至り、この点から東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第651号)

【釧路総合振興局管内】

《79》① 鶴居幌呂特定猟具使用禁止区域 3,105ha

② 銃器

③ 阿寒郡鶴居村に所在する道道釧路鶴居弟子屈線と鶴居村道中雪裡下久著呂線との交点を起点とし、この点から同村道を東に進み村道中雪裡2号線との交点に至り、この点から村道中雪裡2号線を南に進み村道中雪裡下雪裡線との交点に至り、この点から村道中雪裡下雪裡線を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から村道下雪裡1号線を東に進み雪裡川に至り、この点から同川左岸を南に進み幌呂川との合流点に至り、この点から幌呂川右岸を西に進み東7線との交点に至り、この点から同線を南に進み1号線排水路との交点に至り、この点から同排水路を南に進み東九号との交点に至り、この点から同線を南に進み南四線との交点に至り、この点から南四線を西に進み道道鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道を北に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から道道阿寒標茶線を北西に進み村道幌呂幹線との交点に至り、この点から同村道を北西に進み村道中幌呂下雪裡線との交点に至り、この点から村道中幌呂下雪裡線を東に進み道道釧路鶴居弟子屈線との交点に至り、この点から同道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第633号)

《80》① 恵茶人特定猟具使用禁止区域 11ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する恵茶人沼の区域

④ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29.9.29 第571号)

《81》① 幌戸沼特定猟具使用禁止区域 6ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する道道根室浜中釧路線幌戸橋より北の幌戸沼水面の区域

④ 令和5年10月1日～令和15年9月30日(R5.9.29 第463号)

《82》① 達古武特定猟具使用禁止区域 80ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字達古武に所在する国道391号の西側道路敷界と町道達古武2号線の北側道路敷界との交点を起点とし、この点から道路敷界に沿って西に進み町有地達古武68番1と民有地45番28との交点に至り、この点から同地番界及びその延長線上の町有地と民有地との境界線を順次進み町道旧釧路網走線道路敷との交点に至り、この点から同町道敷界に沿って北に進み町道達古武1号線道路敷界との交点に至り、この点から同町道を道路敷界に沿って東に進み国道391号の道路敷界との交点に至り、この点から同国道を道路敷界に沿って南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第651号)

《83》① 釧路町森林公園特定猟具使用禁止区域 260ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字別保322番1及び323番の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

《84》① 村田公園特定猟具使用禁止区域 106ha

② 銃器

③ 釧路郡釧路町字達古武29番1、29番6から8まで、字トリトウシ16番1、16番8、17番1から6まで、字トリトウシ原野南10線34番、52番1、54番1、56番3、56番6から7までの区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

《85》① 尾幌特定猟具使用禁止区域 18ha

② 銃器

③ 厚岸郡厚岸町沖万別及び釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字便内に所在する尾幌川河口を起点とし、14.7km上流の厚岸郡厚岸町字尾幌原野西1線の道路敷地との交点までの尾幌川の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

《86》① 音別二俣特定猟具使用禁止区域 232ha

② 銃器

③ 釧路市音別町に所在する峰越連絡林道本流川島線陽光橋と町道大井の沢線大井橋との間に所在する音別川河川敷地の区域及び道道音別浦幌線小元橋と音別川合流点との間に所在する霧里川河川敷地の区域

④ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第636号)

《87》① 北斗特定猟具使用禁止区域 16ha

② 銃器

③ 釧路市北斗2番4、37、2101、2119から2127までの区域

④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第633号)

《88》① 白糠町青少年旅行村特定猟具使用禁止区域 21ha

② 銃器

③ 白糠郡白糠町上茶路西1線67番1号及び69番2号、上茶路基線68番2号、7号、11号、16号、70番2号、39号、72番3号、74番2号、3号、18号及び171番1号、白糠線跡地67番3号、68番6号、8号、69番3号、4号、70番8号及び12号の区域

④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第651号)

《89》① 浜中町火散布特定猟具使用禁止区域 1,756ha

② 銃器

③ 厚岸郡浜中町に所在する道有林厚岸経営区境界標900を起点とし、この点から道有林の境界線を北東に進み境界標882に至り、この点から同町丸山散布8番地の境界線を北東に進み9番地の西端に至り、同所から同番地の境界線を北東に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を北に進み境界標868から真北に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を南に進み同境界標に至り、この点から道有林の境界線を南西に進み境界標867に至り、この点から境界標865を見通した線を北西に進み同境界標に至り、この点から道有林の境界線を北東に進み民有林2林班4小班の南境界線との交点に至り、この点から同境界線を東に進み同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を北に進み道有林厚岸経営区境界標830と831を結ぶ直線の延長線との交点に至り、この点から同延長線を北西に進み境界標831に至り、この点から道有林の境界線を北西に進み民有林2林班14小班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み民有林2林班15小班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み境界標798に至り、この点から真南に見通した線を南に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を東に進み旧宇火散布80番地と旧宇火散布141番地の境界線を延長した線との交点に至り、この点から同延長線を西に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から旧宇火散布80番地の境界線

- 【特定猟具使用禁止区域 釧路・根室】
- 【指定猟法禁止区域】

を北に進み旧字火散布79番地の北端に至り、この点から同番地の東側境界線を南東に進み旧字火散布139番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線を西に進み火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を南に進み旧字北の沢32番地の西端から真南に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を北に進み旧字北の沢32番地の西端に至り、この点から同番地の境界線を南東に進み同番地の東端に至り、この点から旧字北の沢31番地の南端を見通した線を北東に進み同番地の南端に至り、この点から同番地の境界線を北東に進み旧字北の沢30番地との交点に至り、この点から同境界線を東に進み道有林の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み旧字火散布96番地と旧字火散布114番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み同境界線の延長線と火散布沼汀線との交点に至り、この点から同汀線を南東に進み道有林厚岸経営区境界標625と627を結ぶ直線の延長との交点に至り、この点から同延長線を南東に進み境界標627に至り、この点から道有林の境界線を南東に進み道道別海・厚岸線との交点に至り、この点から道道別海・厚岸線を北東に進み道道火散布・茶内停車場線との交点に至り、この点から道道火散布・茶内停車場線を北に進み風潤林道との交点に至り、この点から風潤林道を南西に進み北の沢28番地の西端と北の沢27番地の北端を結ぶ線との交点に至り、この点から同線を北西に進み北の沢28番地の西端に至り、この点から同番地の境界線を北西に進み30番地の北端に至り、この点から同番地の境界線を南西に進み同番地の西端に至り、この点から北の沢31番地の北端を見通した線を南西に進み同番地の北端に至り、この点から同番地の境界線を南西に進み風潤林道との交点に至り、この点から風潤林道を南西に進み糸魚沢林道との交点に至り、この点から糸魚沢林道を東に進み道有林49林班との境界に至り、この点から道有林49林班の境界線を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

- ④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《90》① 釧路川源流域特定猟具使用禁止区域 334ha

- ② 銃器
- ③ 川上郡弟子屈町に所在する国道243号と国道391号との交点を起点とし、その点から国道243号を北西に進み、町道札友内55線（美留和札友内間道路）との交点に至り、この点から同道を東に進み美留和西2号との交点に至り、この点から南南東に進み国道381号との交点に至り、この点を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域。ただし、区域内の道路敷地を除く
- ④ 令和2年10月1日～令和12年9月30日 (R2. 9. 30 第605号)

【根室振興局管内】

《91》① 根室湾中部特定猟具使用禁止区域 467ha

- ② 銃器
- ③ 根室市温根沼に所在する市道温根沼1号線と国道44号との南西側交点を起点とし、この点から同市道を南東に進み温根沼286番地3の東端に至り、この点から同市道を南西に進み345番地の北端に至り、この点から同地番界を南西に進み同地番の南東端に至り、この点から根釧東部森林管理署1011林班内の境界標480号を見通した線を南西に進み同境界標に至り、この点から同森林管理署境界線を西に進み同森林管理署境界標514号に至り、この点から東梅145番地の南東端を見通した線を西に進み同地番の南東端に至り、この点から同地番界を北に進み144番地2の南東端に至り、この点から同地番界を北に進み同地番北西端に至り、この点から同地番界を北東に進み北海道電力株式会社の送電線根室2号線との交点に至り、この点から同送電線を北西に進み第1東梅川右岸と同川水面の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み風蓮湖の汀線との交点に至り、この点から同線を北東に進み103番地の北端に至り、この点から66番地の西端を見通した線を東に進み同番地の西端に至り、この点から同番地及び61番地の延長線を南東に進み国道44号線南東側道路敷地との交点に至り、この点から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域
- ④ 平成30年10月1日～平成40年9月30日 (H30. 9. 28 第651号)

《92》① 落石特定猟具使用禁止区域 837ha

- ② 銃器
- ③ 根室市長節と同昆布盛との字界となぎさ線との交点を起点とし、この点からなぎさ線を南南西に進み同落石西341-1番地と同373番地との境界を南南東に見通した線との交点に至り、この点から同見通し線を北北西に進みJR根室線（線路敷を除く。）との交点に至り、この点から同根室本線を東北東に進み国有林根釧東部森林管理署1002林班へ1小班とのとの交点に至り、この点から同1002林班の外縁を東南東から北に周回し同根室本線（線路敷を除く。）との交点に至り、この点から同根室本線を北西に進み同国有林1002林班へ1小班との交点に至り、この点から同国有林1002林班の外縁を南東から北に周回し同市長節と同昆布盛との字界との交点に至り、この点から同字界を東南東に進み起点に至る線に囲まれた区域
- ④ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第633号)

【 指定猟法禁止区域 】

【空知総合振興局管内】

- 《1》① 袋地沼指定猟法禁止区域 119ha
- ② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法
- ③ 樺戸郡新十津川町花月30番1の東端と同30番14との交点を起点とし、同点から袋地沼河川敷地の境界線に沿って西に、北に、東に順次進み、同町弥生189番3に所在する石狩川下徳富築堤の管理用道路（道路含む。）との交点に至り、同点から管理用道路を南に進み、同町花月29番3と同29番5との交点に至り、同点から袋地沼河川敷地の境界線を西に進み、起点に至る線に囲まれた同町及び砂川市所在の河川区域（区域内の民有地を除く。）
- ④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【オホーツク総合振興局管内】

- 《2》① サロマ湖指定猟法禁止区域 15,190ha
- ② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法
- ③ 北見市常呂町、常呂郡佐呂間町及び紋別郡湧別町に所在するサロマ湖の水面の区域
- ④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【根室振興局管内】

- 《3》① フレシマ湿原指定猟法禁止区域 151ha
- ② 鉛成分を含む物質で作られている散弾を使用する猟法
- ③ 根室市別当賀347番1、2、348番、378番、380番から4まで、381番、382番、386番から3まで及び同380番1地先の普通河川ホロノタイ川水系五本松川河川敷地の区域
- ④ 平成29年10月1日～(H29. 9. 29 第567号)

【北海道全域】

- ① 北海道指定猟法禁止区域
- ② 鉛成分を含む物質で作られているライフル弾及び鉛成分を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾
- ③ 北海道の区域一円
- ④ 平成16年10月1日～(H16. 8. 20 第754号)